

# 「中国残留日本人孤児」国家賠償請求・鹿児島訴訟の記録(3)

小 栗 実

はじめに

- 1 原告の主張
  - (1) 訴訟の提起
  - (2) 先行行為としての歴史的事実
  - (3) 政府の不作为の違法性 (以上、法学論集42巻1、2号)
  - (4) 原告の受けた損害
- 2 被告=国の主張 (以上、法学論集43巻1号)
- 3 「残留孤児」の陳述 (以下、本号)
- 4 「残留孤児」に対する尋問
- 5 訴訟支援の運動 (以下、次号)

## 3 「残留孤児」の陳述

裁判の中で、原告らは何人かが自らの意見を陳述した。ある人はたどたどしいながらも日本語で、ある人は中国語で語った。法廷には日本語と中国語に堪能な通訳が入った。その中から6人の意見陳述書をここに載せることにする。原告の過酷な体験については、すでに「訴状」の損害論の中でも一部紹介されているが、原告それぞれが、敗戦時に、そして「中国人」としての暮らしの中でどのように扱われ、どのように感じたかを知るには大いに参考になると考えた。

意見陳述書には本名が記載されているが、ここでは匿名にした。

### 原告の意見陳述書 1 (2004年3月26日の口頭弁論にて陳述)

氏名 A

- 1 私は原告のAです。

私は、昭和13年10月4日、滋賀県水口町で生まれました。

昭和20年4月、7歳の時、父、母、兄2人、姉の家族で満蒙開拓団として、中国の吉林省に行きました。どんな理由で中国に渡ったか、小さかったので分かりません。

開拓団での生活は、長屋のようなところでの共同生活で、農作業等を共同でしていた記憶があります。

8月半ば、ソ連軍が開拓団の村に攻めてくるということで、みんなと一緒に父母姉の家族4人でトラックに乗り、場所は分かりませんが、開拓地からそれ程遠くない学校に避難していました。しかし、避難所にもソ連軍が来て避難している女性を連れ去ったり、金目のものを奪っていったりしました。

それで、女性はあえて男の格好をして難を逃れようとしていました。私の姉も男の格好をしていました。

避難生活は1ヶ月くらい続きました。私たちは、もっと早く戻れると思っていたので、少ししか食料を持ちませんでした。そのため、すぐに食料はなくなり、ひもじさから時々避難所の外に出て、近くの畑からトウモロコシやピーマンを盗んでは食べるという有様でした。

1ヶ月後、開拓団の村に戻りましたが、その途中の道は、日本の兵隊の死体がごろごろしていて、死体の中を歩いたことをよく覚えています。

## 2 村にもどった後、父と兄は石炭工場のようなところで仕事を見つけました。

周囲に中国人が生活をしており、日本人を排斥するような雰囲気はありましたが、一般の人に対してはそれほど強くはなく、だから父と兄は仕事ができたと思います。ただ、仕事といっても、2人が一日中働いて、やっと手のひらにのるくらいの食料をもらえるだけでした。それで父母兄私が飢えをしのいでいました。もう一人の兄と姉は近くの中国人のところで手伝いをして、食べ物を与えてもらっていました。私たちはひもじい思いをずっとしていました。

母は病気がちで頭が痛い痛いといつも言っていました、その年に亡くなってしまうしました。

3 母が亡くなった後、私は外に食料を探しに行ったとき、養父母に声をかけられて連れて行かれ、養父母の家で生活をするようになりました。

養父母の家では、食事はそれなりに与えられていましたが、夏には燃料にする草（「ツァイフ」）を集め、冬は石炭くずを集める等という作業をさせられました。養父母の言いつけを守らないと言って、よく体罰を加えられました。祖母からははさみで刺されるということもありました。洋服こそ与えてもらいましたが、冬でも靴を履かせてもらうこともありませんでした。

養父母は、私のことをずっと見張っていたので、家族たちが近くにいることは分かっていたのですが、連れ帰ってもらうことはできませんでした。

家族は1946年の夏に帰国したと聞きました。私はそれを聞いて後を追うつもりで家を出ましたが、見つかって連れかえられました。

4 その後、夫である路の家に引き取られました。路家は、路本人と祖母との二人暮らしでした。最初のうちは、もとの家の祖母の面倒も見るという約束だったらしく、私は二つの家族の食事を作っていました。養父母の家でのように虐待はされませんでした。畑を耕す作業はきついものでした。18才の時、夫と結婚し、貧しくはありましたが、なんとか生活できるようになりました。

文化大革命の時は、日本人のくせに、などと言われてよくいじめられました。

5 1978（昭和53）年、住んでいた吉林省琿春県において日本人の所在を把握していたらしく、県から、日本人である資料をもっている者は役場に届け出るようにと連絡がありました。

私は写真などの資料を所持していたので県に届け出たところ、同年12月、調査のため訪日することになりました。訪日前にすでに資料から身元は判明していました。なお、そのとき訪日した日本人は、私を含めて2人だけでした。訪日して、身元を改めて確認し、兄と再会しました。

しかし、当時日本に帰国するためには身元保証人が必要とされており、また兄の生活も苦しく、身元保証人になることはできないと言われたため、私

としては帰国を望んではいたもののその願いは叶いませんでした。

- 6 1991（平成3）年、残留邦人の帰国等の支援をしている団体である春陽会から手紙をもらい、3月から1ヶ月ほど日本を旅行しました。その際、永住帰国のための手続きを済ませましたが、私の病気や、夫が、日本に行ったら私が中国でいじめられたのと同じように日本人からいじめられるのではないかと、また夫の祖母をそのままにして日本に行くことはできないと、などという理由から反対したため、帰国はしませんでした。

1998（平成10）年、夫の祖母が亡くなり、中国でなければならぬと言う理由がなくなり、また私の祖国に帰りたいという思いが強く、夫も日本に来ることに同意し、帰国が実現しました。

- 7 帰国したのは1998（平成10）年3月でした。

帰国後福岡の定着センターで4ヶ月間、鹿児島中国帰国者センターで8ヶ月間の研修を受け、また現在週1回の割合で、県主催の日本語講座を受けました。

しかし、子どもも含めて、ほんの少ししか日本語がしゃべれません。中国では学校もでていませんから中国語も読めません。

中国にいるときは、日本のスパイであると言われ、日本に帰って来てから、中国人とはやし立てられるなどのいじめを受けました。

言葉の問題や体が病気がちであるなどの理由から、日本に来て以降、仕事はしておらず、生活保護を受給しています。

今の生活は、中国での生活よりは多少ましかもしれませんが。しかし、拉致被害者の人たちと同じく、私たちも被害者なのに、扱いが大きく違うことに対して強い憤りを感じています。

以 上

## 原告の意見陳述書 2（2004年8月18日の口頭弁論にて陳述）

原告 B

- 1 私は、Bと申します。推定年齢62歳です。私は、1991年3月6日、中国遼

寧省撫順市露天区9委19組から祖国に帰国しました。帰国当時48歳でした。

今日、神聖な裁判所で意見陳述の機会を与えて頂き、感謝にたえません。

私は、戦後中国の地で幸いにも生き残り、戦時死亡宣告制度に見られるような政策により日本政府から見捨てられた中国残留孤児の地位にありました。日本政府の植民地政策や棄民政策という不正義によって犠牲となった私の青春を返して欲しくて、この訴訟を提起しています。私は、未だに身元が判明せず、自分のルーツが分かりません。この苦しみは喩えようのないものです。現在も、日本政府の支援政策の不十分さのために養親の墓参りにも帰れない苦しい日々を送っています。戦後から現在まで、私たち残留孤児の塗炭の苦しみを裁判官の皆様には是非理解して頂きたいと思います。

まず、この場を借りて、私の祖国帰国のため一生懸命暖かな手を貸してくれた日本の各民間団体及び各界の方々に心から感謝を申し上げます。何よりも、中国で私を引き取り育ててくれた優しい養父母がいなければ、私はこの場にいなかったでしょう。育ててくれた養父母のことは、一生忘れません。

- 2 私は、1945年、2～3歳ころ、当時のことはまったく覚えていませんが、撫順市南駅付近で養父母に日本人の両親から300円で買われたそうです。養父によれば、私はそのとき二週間、泣き止まなかったそうです。その後、養父母は心血を注ぎ、私の面倒を見てくれました。私は、養父が亡くなった1966年、私が21歳のときに、亡くなる直前の養父から私が日本人であることを聞かされました。

さて、私が物心ついたころ、養父母の家には、車、電話、馬車もある比較的豊かな暮らしでした。しかし、1949年新中国設立、翌年に、養父母は全財産を没収されました。当時、私は小学校2年生でした。

1953年、養母が交通事故でなくなりました。その後は、私と養父の2人暮らしでした。

1960年には、私は高校を卒業し、音楽が大好きだったので、瀋陽音楽学院に進学したいと養父に相談しました。しかし、受験できませんでした。養父が強く反対したからです。受験できなかったのは、私が日本人であることが原因だと、後で分かりました。そのため、私は、夢を捨てて、撫順日報に就

職しました。

その半年後、私と養父は資本家だったことから、肉体労働による思想改造のため、新ピン県木奇鎮という山奥に強制的に移転させられました。銃を突き付けられ、泣く泣く強制移転させられました。後で分かったことですが、私が日本人だったことも一因でした。

私と養父は、農業のことが全く分からず、苛酷な重労働に耐えながら、頑張りました。しかし、そのような中で、養父は肝臓ガンを患いました。病院で看てもらったときは手遅れでした。病院の帰りに私は養父と一緒に食事をしました。そのとき、養父は、私が日本人であること、日本人の両親から買ったことなどを話してくれました。私は、そのとき、自分が日本人であることを知り、養父に、両親のことなど色々尋ねました。しかし、養父は儒教思想が強く、私に「高」の姓を引き継いで欲しいと願い、私の日本人の名前など一切教えてくれませんでした。養父は、亡くなる直前に私が日本人の子であるとの遺書を遺し、1966年に亡くなり、私は、天涯孤独となりました。

当時、中国は文化大革命の最中で、私は、自分が日本人であることを他の人に知られたら生命がないと心配し、心の奥底に隠すしかありませんでした。それからは、養父母の死、残留孤児からまた孤児になったこと、農村の慣れない生活などなど、不安と辛さに耐える日々でした。昼は仕事をし、夜は眠れない長い長い夜を過ごしました。そのため、私は、僅か数ヶ月の間に、未だ20歳という若さで真っ黒だった髪が今のような白髪に変わりました。もし、当時妻と結婚していなければ、私はどうなっていたかわかりません。養父が亡くなって、3ヶ月ほどして、私と同じく強制連行された中国人の妻に出会いました。妻は養父を亡くした私に優しくしてくれました。妻の両親や家族は、私が日本人であることを知っていたので、私との結婚に大反対をしました。でも、優しい妻は、私と一緒に暮らすようになりました。その後も、私は、自分が日本人であることをずっと考え続けました。

中国には、「落葉帰根」という諺があります。人は必ず生まれたところに帰るといふ諺です。私は、この諺のとおり、日本に帰りたい、私の肉親に会いたいと考える毎日でした。

私は、生産隊で約4年間会計の仕事を任されていたが、その後、遼寧

省交通庁道路工事に募集があり、応募し、測量の仕事をすることができました。

3 1972年、日中関係に大きな変化がありました。

田中角栄首相が訪中され、日中の国交が回復しました。そして、中国残留孤児について協議がなされました。

この時、私の心の奥にしまい込んでいた扉が開くような感じになり、その時から、私は日本の肉親探しの道を歩き始めました。

私は、早速、撫順市公安局外事課を訪ねました。私は、肉親探しや帰国について色々質問し、養父の遺書も見せました。それから公安局の方が私のことを徹底調査され、その結果、私が中国残留孤児であることが確定されました。私は、公安局から残留孤児の証明書をもらい、瀋陽総領事館に問い合わせるように教えてもらいました。私は、喜び勇んで領事館に行き、当時の総領事小川さんに面会しました。そのとき、小川さんは、直接厚生省に連絡をするように言われただけでした。

私は、小川さんに言われたとおり、厚生省に手紙を書きました。

1973年の春のことでした。厚生省からは、直ちに返事が来ました。その手紙には、私の整理番号が2429番であること、次に手紙を書くときは必ずこの番号を書くこと、そうしないと返事はこないこと、根気よく待って欲しいことが書かれていました。

その後も、私は、何回も何回も手紙を厚生省に送りました。一体いつ日本に帰れるのか、どうすれば帰国手続ができるのか、手紙を出し続けました。

しかし、返事は、いつも「待ってください」ということだけでした。空しく時間が流れて行きました。

4 希望が空しく失われ、10年以上が経過した1987年のある日、撫順市公安局から1通の手紙がきました。私が待ち望んだ、第16回肉親探し訪日調査団に参加出来るという知らせでした。私も感激し、家族も皆大変喜びました。

肉親に会えるかも知れない、待ち侘びていた日本に帰れると期待に胸を膨らませ、訪日の準備を整えて出発の日を待っていました。

そこへ公安局から1通の手紙が来ました。出発前の打ち合わせのつもりで、喜び勇んで公安局に出かけたところ、担当者から「今回の肉親探しの訪日調査団への参加を取り消されました」と告げられました。大きなショックを受けました。原因を尋ねても、日本政府からの指示で中国政府とは関係ないと言っただけでした。

私は納得できず、瀋陽総領事館に行って事情を聞きに行ったところ、厚生省に尋ねるように言われ、尋ねたところ、私に親族が見つかったので、肉親探しには参加できないと言われたのです。見つかった親族に身元保証人となってもらい帰国するほかないと言われました。そのことを聞いて私は気を失いました。

その後、私は、10日間に1回厚生省に手紙を書き続けました。暫くして、厚生省から、私の頭髮10本を送付するようにとの書類が送られてきました。私は言われたとおり頭髮10本を厚生省に送りました。当時は、身元判明者は、日本の身内に身元保証人となってもらい手続をしないと日本に帰国できませんでしたが、結局、親族と考えられた人は私の親族ではないことが判明し、私は、仕方なく、ひたすら待ち続けたのです。

5 そして、漸く1988年12月ころ、公安局から第19回肉親探し訪日調査団に参加する通知書が届きました。私は疑心暗鬼になり、参加できなくなる可能性はないのか、公安局に尋ねました。分からないとの返事でした。しかし、このときは幸いにも何事もなく進み、私は、1989年2月24日、初めて祖国日本の土を踏むことができました。日本に帰れると思いだめた時から17年の歳月が過ぎていました。

しかし、14日間の調査の結果、私は未判明中国残留孤児とされました。当時46歳でした。当時の厚生省の方は、帰国後も政府が継続して肉親を探してくれると言いました。しかし、実際は、そのとき以降現在まで、政府は、私の肉親探しをしてくれませんでした。

最初で最後の私の肉親探しの旅は終わったままです。

6 私は1989年3月10日訪日調査から中国に帰った後、日本帰国定住の申請を



しました。その年の終わりになって漸く、帰国許可が下りました。

ところが、私には妻と子ども四人がおり、私は、皆一緒に帰国できるものと思っていましたが、帰国の許可が下りたのは、妻と長女昌子を除く三名の子どもだけでした。当時22歳の長女昌子は、帰国を許可しないとされたのです。それは、昌子が仕事を持っており、自立能力があるので、許可できないということでした。家族五人が先に帰国定住して自立してから長女昌子呼んで下さいと書いてありました。

しかし、私は、長女昌子を中国に一人残すことはできないと思いました。その当時中国社会はとても不安定であり、独りぼっちとなったときの長女昌子のことを思うと、親として不憫で、自分と同じような孤児には絶対にさせたくないと思いました。それで、私は、皆で帰国できるまで、色々な努力をして家族全員揃って帰国許可の日を待ちました。2年間は、私たち家族には、またまた毎日不安沈痛な日々が続きました。そして、漸く私達の努力が稔り、家族全員揃っての帰国ができることになったのです。

7 そして、1991年3月6日、48年育った中国、遼寧省撫順市から祖国によく帰ることが出来ました。

尊敬する裁判長、裁判官様、私が帰国できたのは、既に48歳を過ぎていました。それでも私も帰国後は一生懸命日本社会にとけ込もうと努力しました。しかし、物覚えも悪くなり、日本社会にとけ込むのには無理のある年齢となっていました。無力です。もし国交回復直後に日本に帰れたならば、当時の年齢も若く、現在みたいにならないで日本語ももっと上手に話すことができ、日本の社会にも馴染んだことと思います。非常に長い間待ち続けた結果、私の青春はついでてしまいました。

確かに、私たちはある意味、幸運の子供です。異国の地での中傷、劣悪な環境で50年働きました。老いてようやく自分の祖国「日本」に帰国することが出来ました。

ただ、老後の生活が不安です。全く保障がありません。さきほども述べましたが、私は、生活保護で生活しているので、養父母の墓参りにさえ行くことができないのです。普通の日本人であればできる家族旅行もできません。

日本国民の権利である義務教育9年間も受けることも出来ませんでした。

経済的余裕も能力も全くなく、福祉からもらえる生活保護費での生活は、暮らしていくだけで精一杯です。今、現在、普通一般の人で50年働いたならば、年金はどのくらい貰えるのでしょうか？

私は、中国で必死に働いてきました。命がけで働いて来たのです。福祉課の人は、私たち中国残留孤児が中国にいる間の未納分の保険料を支払えば年金をもらえると仰いました。慚愧に堪えません。

- 8 尊敬する裁判長、裁判官の皆様、私たちに対して普通の日本国民と同じ権利と公正なる判決を希望いたします。

有り難うございました。

### 原告の意見陳述書3（2004年8月18日の口頭弁論にて陳述）

#### 原告 C

- 1 私は1945年冬、黒龍江省阿城市で父と別れました。当時、約5歳でした。約というのは、私の真実の生年月日はわからないからです。中国のどこで生活していたかは全く分かりません。父は店の店員をしていたようなかすかな記憶があります。母は、その2年ほど前に子供を産むとき難産で亡くなった記憶があります。

ソ連軍が攻めてきて、私の記憶の中では戦争が始まったという感じで、鉄砲の音のする中を父と弟と3人でそれまで住んでいたところから汽車や車を乗り継いで、黒龍江省阿城市に来た記憶があります。父は日本に帰るに際し、私と弟を連れて帰りたいと希望していたようですが、季節が厳冬の時期で、食べ物もなく、私と体力が弱っていた弟を連れて帰ることは困難と思い、子どものいない養父母に私を預け、養父母の弟に弟を預けていきました。帰国するということでしたが、実際に帰国できたかどうかはわかりません。弟は、その後、すぐに病気で亡くなりました。父は、私の本名等、手がかりとなるような書類もなにも残していきませんでした。ただ、養父母の弟の話によれば、「鈴木」という名字だったようにその後聞きました。

2 私は、子どものいない養父母に育てられました。養父は私が預けられた当初は、馬車を使って人を乗せて運ぶ仕事を個人で営んでいましたが、2年ほどして、皮や麻でものを作る会社の従業員になりました。生活は豊かではありませんでしたが、養父母は私を愛情をもって育ててくれました。学校は、小学校を卒業しました。私は、小学校卒業した1955年8月から、映照像館（写真屋）で働きました。1956年1月には、事業会社のほとんどが国営化されたのに伴い、私が勤めていた会社も国営の映照像館になりました。1958年に同じ会社に勤めていた夫と結婚し、子どもを3人もうけました。私が日本人であることは、私も周囲の人たちもみな知っていました。そのため、いじめを受けたことはありますが、特にひどい差別を受けることはありませんでした。夫は私が日本人であるということで、会社での地位が上になれませんでした。夫はそのことを私に言いませんでした。そのことは、周りの人から聞いていました。

3 夫は1973年に癌で死亡しました。それまではそれなりの生活をしてきましたが、9歳、11歳、13歳の子供をかかえ、私たちの生活はかなり苦しい状態になりました。私は日本に帰りたいという気持ちを強く持っていました。1972年日中の国交が開放したとはいえ、私にはとてもかなえられない夢としか思われませんでした。そのうち公安当局を通じて、厚生省から連絡がきました。私は帰りたいと書きましたが、その返事はありませんでした。しかし、1986年6月やっと、訪日調査で日本に来ることができました。しかし、父は養父母に姓名も言わず、なんの手がかりもなかったため、肉親を探すことはできませんでした。中国に帰った私は、夫も死亡しており、どうしても日本へ帰りたいという気持ちをどうすることもできませんでした。1988年に、周囲の人に帰国したいという意思を伝えた方がいいと勧められ、日本領事館に何回も手紙を出したりしました。1990年7月、中国での仕事も定年の50歳で辞め、養母も「貴女が生まれた国に帰ったほうが幸せだ」と言ってくれました。

4 1991年3月6日に私はやっと帰国することができました。初め、福岡の帰

国者センターで日本語等を学びました。3人の子どもは、18歳を超え、既婚でもあったため、一緒には帰れませんでした。福岡の帰国者センターで、もう少し日本語を学びたかったのですが、子どもたちを呼ぶためには一日も早く日本での生活ができるようにしなければならず、身元保証人の大山フジ子さんの紹介で、1991年7月1日鹿児島島の企業に就職しました。給料は1日6千円でした。子どもたちは、勤め先の社長の身元引受で、1992年3月、三人とも帰国することができました。2000年9月、私は60歳で定年になったので勤務先を退職しました。

- 5 現在、厚生年金月額2万7500円、生活保護4万2000円、約7万円で生活しています。住居は県から保障されるものの、これだけの収入では十分な生活はできません。特に、病院での受診に制約があって困りますし、中国にも里帰りしたいのですが、あまり行くことが出来ません。私は、言葉も自由に話せないということで、周りから日本人として認められないという思いがあり、現在も差別を受けているという感情があります。

もし、私をもっと早く帰国できていれば日本語の勉強ももっとできて、自由に日本語を話すことができ、他の日本人と同じように仕事を探し、同じように仕事ができるようになったと思います。私がこの訴訟で訴えたいことはもっと早く帰国して普通の日本人と同じような生活を送りたかったということです。裁判官におかれましてはこの私達の切なる思いをくみとっていただくことを強く望みます。

#### 原告の意見陳述書 4 (2004年10月27日の口頭弁論にて陳述)

##### 原告 D

- 1 私は、中国に50年近くいた残留孤児です。私は、平成元年7月15日に、努力の末日本に帰国できました。

私の中国名は「李桂和」日本名は「\*\*\*\*」です。現在63歳です。

現住所は鹿児島市皇徳寺台5丁目\*番\*\*\*\*号です。

満州当時は、私と母親は船で中国瀋陽市に渡り、私の記憶では当時新居は、和平広場付近の一戸建ての家で、父親、母親、もう1人おばさんがいました。父親は、たびたび家に居ないときが多かったです。

当時、父親は黄色い服を着ていたようでした。たまに、私と母親を森林のたくさんある場所に遊びに連れて行ってくれました。私にとって「私の一生でもっとも短い夢のような」楽しい思い出です。

ある日、突然私の知らない1人の青年男性が私を、あるお金持ちの家に連れて行きました。そのとき私は、泣きながら「おかあさん」と叫びました。当時幼い私は、母親たちがどこに住んでいるかなど、母親たちがどこに行ったのかさえわかりませんでした。その日から、私は父母の無保護での悲惨で不幸な境遇での生活する少年時代でした。

- 2 まず、初めて行った家はお金持ちで、車、馬もある家で、奴隷奉公でした。私は、家人にたたかれないようにまた、食事をもらうために、無理やり豚の世話をさせられました。間もなく冬が来ました。マイナス30数度の寒い中、洋服も靴も靴下もなく、手足が凍傷になっても誰も気にはしてくれない人もいませんでした。また病院に行く事などありませんでした。

毎晩とても寒い氷のように冷たい草づくりの簡単な家に寝ていました。身体の寒さや手足の凍傷での痛みは、心まで凍るような痛みでした。そのとき、私は、とてもお母さんに会いたいと思いました。なぜお母さんは会いにこないのかなぜ病院に連れて行ってくれないのか、また、毎日お母さんにいつかは会えるという希望を持って、就寝していました。あさ眼が覚めたらやはりお母さんがいない、温かい家庭も私の世話をしてくれる人も私を病院に連れて行ってくれる人もいないという現実でした。凍傷のため、足の指数本、左手指が半分なくなりました。

中国のことわざに〈世には、お母さんが一番、お母さんのいる子供は宝の如く、お母さんのいない子供は草の如く〉ということわざは的を射ていると思います。

手足の指の欠損を見るたびに当時、父母がそばにいたらどんな暮らしをしていても、私の凍傷を見ないふりなどしなかっただろうと思います。

それからこの家の家人は私の凍傷の指を見て「使い物にはならない」と家から追い出しました。私は行き先もなく途方にくれているとき、年老いたおばさんが私を抱き上げ自分の家に連れて帰ってくれました。おばさんはわたしを娘のようにかわいがってくれ、そのとき少し人の温かさを感じました。しかし戦争洗礼を受けてばかりで、おばさんの暮らしは苦しく病気にかかっても治療する事もできなかったのです。おばさんが亡くなる直前に息子さんに私を世話をしよう託しましたが、しかし息子さんは軍隊の仕事が忙しく私を別の家に預けました。

その家は子供がたくさんいました。私に対してよく暴力をふるい、食事も食べさせてもらえず私のことをく小日本と呼んでいました。私は虐待に耐えられずこの家をでました。

- 3 このときから私は流浪する可哀想な孤児になりました。以前はどんな苦しい生活でもどんなに寒くても一応家がありましたが、流浪孤児になってからはもっとつらい苦しい暮らしになりました。

昼は、子供たちと「物乞い」をしていましたが、戦争後の中国国民の生活も苦しく、「物乞い」をする人も多く、時々もらえないときもありました。そうすると数日食事を食べられないのです。夜はぼろ家に寝たり、人家の軒先に寝たり、とにかく雨風が防げるところならどこでも寝ました。身体が寒くなるたび、お腹がすくたびどんなにお母さんにあいたかったことでしょうか。お母さんに抱っこしてもらいたかった、それならどんなに寒くても、お腹が空いていたとしても温かく感じると思います。きっとたえられたとおもいます。

幼い私が、あの寒さ、餓鬼の人間の生活するような環境の中で生き残り最後に生きて日本に帰国できたことを、私の養父母に感謝をしたいと思います。

- 4 あれは、瀋陽解放前夜、私は流浪児童とはぐれ、たった1人でぶらぶら歩いていました。奉天市老道口まで歩いていきました。たくさんの人が死んでいました。私は怖くなり先にいけなくなっていました。一晩そこに座り込み泣いていました。夜明けごろ40歳ぐらいの人が私を抱き上げ派出所まで連れ

て行ってくれました。そこで、顔を洗ってもらい、洋服を着替えました。当時私は中国語がわからず、人が何を言っているのかがわからないため日本人の子供と認識され、それから私を現在の養父母の家に連れて行きました。私は、父母と別れてから4番目の家です。養父母とも苗字は「李」でした。私にも「李」という苗字を使えといわれました。名前もつけてもらい「李桂和」となりました。養父「李欣然」養母「李秀番」。養父母は、とても優しい人でした。私に対してもとても優しくかったです。数年の苦痛と飢えと寒さ、虐待、悲惨な状況から養父母の家で暖かい家があり、ご飯もお腹一杯食べられ、しかも小学校卒業まで出してもらいました。父母のいる人にはこれは普通の体験なのでしょうが、私にとっては、「九死に一生」この暮らしは、天国のようでした。それなのに私は今までに受けた心の傷が深く苦痛が大きすぎその後の人生の中で肉体も精神も全て沈痛でした。よく突然いなくなった実父母のことを思うと涙が出ます。実父母がまだ生きているのならば、私の苦しみを知ったなら、私の障害のある手足の指を見たら悲しいだろうか、涙がでるのでしょうか、私がこんな悲惨な結末になったのは誰のせいでしょうか、誰が責任を取るのでしょうか。

5 1989年7月15日私の突然失踪した実父母探しのために日本に帰国、私と一緒に夫「唐雲清」長男「唐敬東」次女「唐紅梅」、長女は結婚したため日本政府の規定で結婚した子供は、国費では帰国ができないため、長女を中国に残し4人で、帰国しました。1992年6月29日長女「唐麗華」一家3人は、自費にて日本に来ました。帰国後、厚生省残留孤児対策室の方から父母関係の消息が全くなく十数年経過しているためわからず、私は落胆しました。さまざまな原因で私たちの生活そして精神的にも苦境に立ちました。

幼い頃の様子にひもじい思い、しかられる、たたかれるのではないかと、精神的に孤児時代に戻っているような感じがします。

帰国後の入国手続と入籍手続のとき私ははじめて知りました。私は、日本生まれであり、本籍（戸籍）では死亡扱いになり除籍されていました。ようやく今になりわかりました、日本政府に見捨てられたのです。当時、私が中国にいるとき一生懸命生きていつか両親が迎えに来てくれると頑張っていま

した。今では夢のような出来事でしたが、政府は父母や親族に私を救助、探す機会さえ与えてくれなかった。もっと悲しいのは私を死亡した子ども扱いになっていることです。本来ならばようやく自分の家（国）に帰れたのに、温かみがなく、冷たく感じ、心の中で歓迎されていない、孤児として帰ってこないほうが良かったのではないかと思います。

私たちが歓迎されていない感覚だけではなく、戸籍も除籍されました。それに私たちに対し不公正な政策、私たちは、話（日本語）ができないので、自分たちに合う仕事にも就けず、生活は生活保護で暮らしています。

## 6 生活費は、日本人の最低限度基準です。私も、日本に帰国したばかりで経済力がありません。

生活レベルが低いです。たまに中国の養父母に会いに行ったり養父母のお墓参りに行ったりすると生活費を引かれてしまいます。日本政府は孤児たちの苦しみを理解してくれない、私たちの苦しみを考えたことがありますか、私は、幼い頃何もできず「物乞い」したりしました。また現在は、自分の祖国に帰り、老いて、身体が弱く、言葉ができないなどさまざまな理由で生活保護を受けています。でも生活保護を受けながらの暮らしは自尊心を傷つけ、精神的に苦しく感じています。

私たちのこのような運命になったのは、誰のせいでしょうか、誰が責任を取るのでしょうか。

先ほども述べましたが、私は日本政府の植民地政策や棄民によって、幼児期に両親を失い世話をしてもらえない人がいなかったため人間としての生活をできず、私の身体も、精神も大きな傷を付け、日本政府の棄民政策によって私たちは孤児になり、長期にわたって、自分の祖国に帰れない、肉親も見つからない、私の後半の半生でようやく祖国に帰れたのに、言語の問題、身体の状況、更に日本政府の私たちに対しての同情の心がない政策や規定によって、私たちの実状況を全く無視し、ただの一般国民扱い、帰国者私たちの生活環境、生活条件は、苦境に落ち込んでいます。このことは日本政府は責任を取らないといけなと思います。

日本政府に対し訴訟を提起しています。日本政府は、私たちに対し精神的、



経済的に賠償し、それから私たちに今後の生活と人権の保障を法政策によって希望いたします。

## 原告の意見陳述書 5（2004年10月27日の口頭弁論にて陳述）

### 原告 E

私は、Eです。自分の本当の名前は判りません。1986年の冬、残留孤児肉親探し調査団の一員として来日しました。ただし、何も手がかりがありませんでした。1989年1月3日、日本に帰国定住し、現在桜ヶ丘に住んでいます。

私の身元、父母の状況に関しては私には全く記憶がありません。養父から私が拾われたときの状況を聞きました。当時1945年秋頃、私と母と兄、弟4人で逃げているとき、ソ連兵が追いかけてきて、捉えられる寸前で母は絶望的になり、ソ連兵に捕まえられる前に私たちの首を絞めて殺そうとし、その後自殺しようとしたところで、ソ連兵に鉄砲で撃たれて母親はなくなりました。その時の傷は今も私の首に残っています。当時私と兄は付近にいる中国人に助けられ、日本人収容所に連れて行かれ、生まれたばかりの弟は亡くなりました。養父は、私と兄を収容所から引き取り扶養してくれました。兄は1年後病気になる治療も受けることもなく病気で亡くなりました。

養父が、兄から聞いた話では、実父は自殺したと聞いたということです。幸福な家族の中で生き残ったのは私1人でした。養父母に頼りましたが養母が病弱で、養父は良く出張し、小さいときから暖かみのない家庭と、世話をしてくれる人がいない生活をしていました。

成長に伴い、自分が日本人であることを知り、養父母に收容された当時の自分自身を知りたくなり、そして両親のことも知りたくなりました。私の夢は自分の名前が知りたかった。両親の名前も知りたかった。人間の基本的な権利さえなかった。これは人生最大の不幸でした。

1960年養母が病死し、養父が再婚したため、私は家を出て仕事を始めました。仕事と勉強を両立させ4年間努力しました。師範の卒業証書を貰いました。

1960年から1989年帰国直前まで、学校教育の仕事をしていました。1961年

に結婚し、子供が2人います。結婚後は短いながら一生の中で安定した期間でした。1983年ごろ夫は、突然の病気でこの世を去りました。私と未成年の子供2人が残り、私の運命は再び苦痛の底に落ちました。これは、私の一生の中で再び訪れた悲劇です。

1985年春頃、日本人残留孤児の肉親探しのことをはじめて知り、すぐ日本の厚生省に手紙を送り連絡を取り、中国外事部から孤児の査証を貰いました。

1986年冬、第13回肉親探し調査団に参加し来日、私が最低限望んだのは、私の名前を知ることでした。その夢と希望は今回の訪日調査で、完全に絶たれました。

1987年末、帰国定住を申請し、その結果、私と娘が帰国することができるが息子は結婚しているために国費では一緒に帰国できないとのことでした。

1989年3月4日、息子夫婦と生まれたばかりの孫を残し、私と娘は来日し定住しました。小さいときから孤児の苦痛を受けた私、夫も亡くし、せめて息子と孫3人で一緒に寄り添い暮らしていきたくったのです。しかし、日本政府の誤った決定で、3度目の家族の離散、息子との別れになり、私は再び孤独になりました。帰国後、友達もいない、親族もいない、毎晩虚しい部屋の窓から外を眺めていました。ほかの家は、家族だんらんなのに、私は、娘と2人きりです。

離れ離れの息子のことを、いつになれば一緒に暮らせるのか考えていました。

帰国後3年ほどは、毎日泣いていました。少しでも息子が日本にこられるように、私と一緒に生活するために当時の生活指導員と相談しました。指導員の話では、もしあなたが仕事をしなければ、息子の身元保証人の資格ができない。身元保証人がいなければ、日本に来ることができない。これは、日本の法律です、といわれました。指導員の話聞き私はようやくわかりました。

日本政府は私たち残留孤児を数十年、ほったらかしにし、さらに子供たちのことも全く考えてないことでしょう。私たちの困難を考えたことはない。援助してもらえない。私は仕方なく決心し、自分の家族を自分の力で守りたいと思いました。

平成2年8月南鹿児島にある整形外科病院の炊事婦の仕事に就きました。1年後、保証人の資格を貰い、息子が日本に来れる様に走り回りました。休憩時には市役所に行ったり、入国管理局に行ったり、私はようやく覚えたいくつかの単語を使い、必要書類の準備が出来、喜び勇んで、入国管理局に行つたのですが、職員の方からの話では、中国から送られてきた書類を日本語に翻訳するよと言つて返却されました。当時、その場で大声で泣きそうになりました。でも、これは日本の法律で、仕方なく会社の同僚にお願いし、翻訳をしてもらいました。

そして、再び心配しながらも書類を提出しました。息子をずいぶん長く待たせたのですが、ようやく息子の入国許可が下りました。

平成4年春、息子一家が日本に来日し、一家だんらんをすることができました。

普通の人々には、自分の祖国で家族で暮らすのは当たり前のことですが、しかし私は、普通の日本人よりも何倍も、何倍も努力しなければならなかったのはなぜでしょうか？

まず、言葉の問題、仕事をしていなければなれない保証人の条件、日本に来て約1年で就職した病院でのなれない厨房仕事、献立を見ても、聞いてもわからない道具や、食器の名前本当に別世界の感じでした。いそがしいときは、名前を呼ばれて、これをしなさいと指示されてもあわててしまいわけがわからず、もう一度聞くと「もういい、いそがしいから」といわれ恥ずかしい思いもしました。作業をしたいけれどもできない、辞めようかどうしようか自分にもわからなくなりました。毎回厨房に入るたびにドキドキしながらもし作業が、聞いてもわからなかったり、見てもできなかつたらどうしよう、又他の人に迷惑をかけると心配しました。

毎日緊張しながらとても辛かったのです。他の人に迷惑をかけないように、一生懸命努力し他の人が嫌がる仕事を自らしました。毎日仕事開始30分前には、他の人のために準備し仕事をしていました。一生懸命調理に関する専門用語を勉強しました。毎日他の人より何倍も精力的に働き休みもほとんどありませんでした。それから、私が中国で受けた教育、生活習慣、日本の礼儀など全く違うところが沢山ありました。問題の考え方が違い、その中で仕事

を続けるには、どうしても誤解があります。私の苦痛の中では誤解されることが一番大きいです。自分の意思を言葉で表現できない、あせるばかりでやはり言葉で表現できない、言葉を話せない障害者と同じです。

この心情は誰にもわからないと思います。誤解されないようにどんなに慎重にしている、それでも誤解された場合、自分で苦しんで、悩んで、悔やむばかりです。なぜか、私は時々夜も眠れなくなるほど精神的な負担が重くのしかかります。

こんなとき、誰か私の気持ちを代弁して欲しいと思いました。又、同じ日本人に私のことを理解して欲しい、しかし誰もいない私は孤独の世界におちいりました。

私は就職し、生活保護に頼らないで生活をしてきました。自分も自立し関係機関が私のことについては、たずねることもなくなりました。しかし実情は、経済的に政府には頼ってないですが、就職し日本社会に飛び込んだものの就職前より困難が多く、だからこそいろんな面で、ささえて欲しかったのです。政府、各関係はそれをしてくれず冷たく感じ、これが帰国以来最も忘れられないことです。

目の前のさまざまな困難と、重圧、時々会社を辞めてしまおうと思ったりして、生活保護で生活をもう一度したいと思うこともありました。私の就職の理由は息子の来日のためでしたが、先生の話では、生活保護というのは日本の国民の税金で生活することでこれを受けるのは日本人にすれば恥ずかしいこと、もし仕事をしなければ生活保護がもらえないと教えられました。

私は、息子のためでもありますので仕方なく我慢して定年まで仕事を続けました。わたしはとっっても苦痛でした。初めから親族と何度も離れ離れになったこともあり、その苦痛と帰国後の辛さやさびしさ、重圧で私の体と精神が病気になりました。ストレスが原因と私は思っていますが、乳がんと診断され手術を受けました。ただしこのことについては家族のため自分の自尊心のために私は後悔をしていません。

私の最も後悔していることは、又再び生活保護を頼って生活しているこの運命です。

私が生活保護を申請するときは、福祉課の人が質問、調査をし、本当に我

慢ができないことでした。

定年退職後、約11年半支払った年金だけの年金では生活をするには、不可能です。しかし、この制度は日本の法律で決まっていることです。今日、私は病気を抱えながらこの法廷に立っています。私が訴えたいのは、数十年の日本政府に捨てられた孤児です。私は、祖国に帰国後も、私の子供を中国に置き去りにし私と同じつらい思いをさせました。私が受けた体験を同じ日本全国の人達に理解してもらいたいと思います。

そして、政府には私たちに対して、しっかりとした政策と援助をお願いしたいと思います。私たちがこれから先もつらい思いをしないで済むように、現在の状況を改善して欲しい。これが私の願いです。

裁判所のご理解をよろしくお願いします。

#### 原告の意見陳述書6（2005年9月7日の口頭弁論にて陳述）

氏名 F

1 私は1937（昭和12）年4月19日、東京の蒲田で生まれました。終戦の時は8歳でした。そのころの記憶はまとまりがなく、ところどころしかありません。

終戦のときの私の家族は、母ウラと私、それに5歳の弟一男、2歳と生後2月にならない妹2人の5人でした。父は6月ころ兵隊にとられていました。

2 私の家族は、興安街（烏蘭浩特市）に住んでいました。街には私の家族のほかにはたくさんの日本人もいました。私は、1945（昭和20）年8月ころ、興安の国民学校の2年生でした。

8月12日ころ、ソ連軍が攻めてきたことを知り、避難が始まったと思います。そのころ、街には兵隊さんはいませんでした。2日くらい前にすべて南に逃げた、と言うことでした。汽車も動きませんでした。

トラックなどを係の人が集めたようですが、関東軍にとられ、あまりありませんでした。そこで、老人や子どもをトラックに乗せ、その他の人は歩いての逃避行でした。ハルビンに向っての行動でした。私たちは父の会社の人

たちと一緒にでした。

しかし、それも2日くらいで、トラックは大きな音がしてソ連兵に見つかるといけない、ということになり、全員歩くことになりました。昼は私がちいさい妹をおんぶし、夜は母が一人を前に、一人をおんぶして、私と弟は歩いていました。ソ連の軍隊に発見されることのないように、昼間は山かげやトウモロコシ畑に隠れていて、夕方から夜にかけて歩きました。

赤ちやんを連れて来た人もいました。赤ちやんは母乳が出ないためよく泣いていました。泣き声で発見されるので、同行の男の人に怒られていました。母親は泣き声を小さくするために子どもの首をしめました。そのために死んだ赤ちやんを私は見えています。

食べ物も水もなく、とうもろこしなどをかじっていました。水は川の水を手ですくって飲みました。

- 3 何日目かの夜、畑の中を逃げているとき、まわりにソ連兵がいることがわかり、畑の中で体を伏せろ、との命令がありました。私は空腹と疲れでしばらくの間うとうとしたこともありました。

また、何日くらいだったのでしょうか、葛根廟蒙古の寺で一晩泊まりました。平台鎮で日本の兵隊さんに会いました。兵隊さんは、ソ連兵がきて戦争が始まった、早く逃げなさい、と言いました。恐ろしい音が耳に響いてきて、その音がしなくなるまで動くことはできませんでした。

このとき私は母と弟や妹たちとはぐれてしまいました。私は一人ぼっちでした。大きな声を出すことはできませんでしたので、そのまま歩き続けました。母をさがしたけれど、見つかりませんでした。靴も片方をなくしていました。はだしで歩きました。何度も転びました。死体につまづいたこともあります。その度にすり傷ができました。はだしの足は傷だらけになり、歩くことができなくなりました。空腹とつかれで私は気を失って倒れてしまいました。

気がついたら、養父母に助けられていました。

- 4 養父母は烏蘭浩特から西南に約50kmにある白城市というところに住んで

おり、やさしい人たちでした。

しかし、養父母の家は貧しい農家であったため、私も、養父母の娘二人もほとんど学校に行かせてもらえませんでした。私も農作業や家事の手伝いをして家計を助けました。17歳のとき、養家の長男と結婚し、6人の子に恵まれました。私は日本人であることを忘れたことはありませんでした。養父母は私が日本人であることを隠してくれていたもので、いじめられることはありませんでした。

結婚してまもなく、私の親が私を探しにきてくれるかもしれないと思い、烏蘭浩特に引っ越しました。その後私は、街で丹治静子さんと出会い、丹治さんが日本の厚生省に手紙を出してくれました。そのおかげで私は父の消息を知ることができ、父と手紙の遣り取りをすることができるようになったのです。

- 5 父は1945（昭和20）年8月ころ、ソ連につかまり、強制労働と栄養不足で病気になり、1947（昭和22）年に帰国できたそうです。父に関することは主に南日本新聞（1975（昭和50）年8月13日付）をもとにしています。この新聞の写しも提出します。

父は帰国できたものの、母は前の年に死亡しており、私を含めた4人の子は死んだと聞いて生きる望みを失ったそうです。

母は1946（昭和21）年6月ころ帰国できたようですが、11月10日亡くなっています。どんなに苦勞をして、さらに4人の子と別れてどんなにつらい思いをして帰国したのか、私には想像もできません。逃げまどう中、体をこわしたものだと思われ、33歳の若さで亡くなったのです。

- 6 私が帰国できたのは1975（昭和50）年9月16日でした。私の三女麗子と四女艶子を伴っての帰国でした。父が大阪の空港に迎えに来てくれました。私たちはその日のうちに夜行列車に乗って鹿児島に帰ってきました。

しばらくの間、父が借りていた家に住んでいましたが、私たち3人が同居させてもらうにはあまりにも狭く、市役所に相談に行ってアパートを借りて住むようになりました。

私は帰国してから、特別に日本語教育を受けたこともありませんし、職業の訓練を受けたこともありません。帰国してからずっと生活保護で暮らしています。

帰国したとき私は肺結核と椎間板ヘルニアを患っており、働くことができないうえ、日本語ができなかったからです。私の肺結核と椎間板ヘルニアは若いころの無理がたたったためだと思います。

7 母のふるさとは出水郡東町ですが、そこには母の墓があり、その墓には母とともに私や弟妹の名前も書いてありました。

私も戸簿上では1945（昭和20）年8月25日中国で死亡したことになっており、弟妹たちも同様でした。父が1958（昭和33）年10月に届けたことになっていますが、役所からの勧めがあったのかもしれませんが。

父のことが新聞に出たのは1975（昭和50）年のことでした。そのとき父は、私と会えることについて、「こんな体でなかったら…。30年目に迎える娘なのに…」と語っています。

そのときからさらに30年たった今日、私が原告として法廷で訴えていることに運命のようなものを感じます。

#### 4 「残留孤児」に対する尋問（2005年12月21日口頭弁論）

第12回口頭弁論で原告団長の鬼塚建一郎さんに対する本人尋問（原告側証人）がおこなわれた。尋問は午後1時30分から約2時間ほどにわたって行われた。

裁判長は、まず証人として宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

以下は、裁判所が尋問内容を文章化したいいわゆる本人尋問調書である。本人尋問調書は速記官が尋問内容をほぼそのまま記録した内容である。「残留孤児」はほとんどが日本語をうまく話せない。この証人尋問に立った鬼塚さんは原告の中では例外的に（その努力ぶりは尋問の中に出てくる）日本語がうまく話せる1人である。しかし、その鬼塚さんにしても、原告側代理人、被告側代理人それに裁判長の質問を適切に理解し、十分に回答できたとはいえない。したがっ



て、尋問内容がそのまま記載されたこの調書には、言葉のつながりがうまくいっていないところや微妙な言い間違いも多い。しかし、この言葉の「壁」こそが、この「残留日本人孤児」問題の特徴でもあるので、ほぼそのまま掲載した。

ただし、明らかな言い間違いは、小栗が補正した。〔 〕の中に書いたものは小栗による補正である。【 】は主語や述語等が逆に使われていて、削除したほうが反対に意味が通ると思われたので、尋問の記録から小栗が削除した言葉である。そうすることによって、できるだけ文章のつながりがつくように補正した。

「(原告ら代理人)

甲B1第1号証を示す

これは、陳述書<sup>(1)</sup>ですよ、

はい、そうです。

この陳述書は、あなたから聞き取った事実を有留弁護士<sup>(2)</sup>が作成したんですよ、

はい、そうです。そのとおりです。

その中身は、少なくともあなたが記憶に基づく限りは間違いはないですか、どうですか。

はい、間違いありません。

この中で、1ページの1の6行目のところで、「私の戸籍は抹消されて、私は、死んだ人間として扱われることになりました。」と書いてありますね。これはあなたは失踪宣告で死んだことになってるということになってるんですが、その意味が分かりますか。

意味、分かりますけれども、だけど何でこんなになったのか、よく分かりません。

3ページのこの「終戦当時までの状況について」の1の「家族構成」で、あなたの父は、鬼塚「玄」と書いてあるが、これは、「亥」と書く間違いですね。

はい、そうです。

あなたは、原告の中でも自分の名前を覚えておられたんですね。

はい、そうです。そのとおりです。

どうして覚えてましたか。

どうしても、忘れようにも、忘れなかった。

もう忘れようのないということですか。

はい。

それには書いてないけれども、あなたの両親は、あなたが生まれたときは満州にもおられたんですよね、

はい、そのとおりです。

あなたは、終戦までの満州での生活を覚えてますか。

覚えてます。

どういう生活をしてましたか。

自分の親2人と、兄弟3人、私は長男です。その5人家族と一緒に暮らしました。

お父さんは、陳述書にあるとおり軍人で、男の子が3名ということですか。

はい、そうです。そのとおりです。

あなたが孤児になったいきさつについて陳述書に書いてありますが、終戦当時ソ連の侵攻であなた方家族は逃亡したということですね。

はい、そうです。そのとおりです。

その集団逃走の中で寒さと飢えに苦しんだということですが、どういう状況だったんですか。

その当時やっぱり食べ物ない、それと冬なんでとても寒く、とてもとても苦しかった。

あなたのお母さんは、飢えと寒さで病気になって亡くなられたということですよね。

はい、そうです。

弟さんも、栄養失調で病気で亡くなられたということなんですが、あなたはそのとき、子供ながらどんな気持ちでしたか。

私は、一番下3番目の弟、避難中、2カ月間ぐらい病気で、その当時は栄養不足、栄養不良と、医療、薬品ない環境で、そのまま死んだ。3人兄弟の中に1人死んだから、とても悲しかった。

もう親がだれもいないで、あなたともう一人の2番目の弟さんの国郎さんの2人残されたということでしたよね。

はい、そうです、

そのときの気持ちはどういうものでしたか。

そのときは、親がいなかったら残り2人子供ですから、迷子はどうする、心の中にとても不安、一つけれども、その悲しさ、寂しさ、本当に、その当時言葉あわせない状態でした。

言葉に言えないような悲しさという、寂しさというような状態であったということですか。

そうです。

結局、国郎さんとも別れ別れになりましたね。

はい。

この人の生死はいまだに分からないということなのですが、弟さんの国郎さんは連れていかれたんですか。

はい、そうです。私はっきりと覚えてます。その当時、30代の中国人の方、私の2番目の弟国郎を連れていった。そのときは、私は泣けて泣けて、泣き叫んだんですよ。どうしても、私の弟を連れていかないようにと。

連れていかれたときに、あなたは。

はい、それでもとめられなかった。

そのとき、あなたは連れていくなと言って泣き叫んだと。

はい、そのとおりです。

その光景は、いまだに忘れないということですか。

いつでも忘れません。そのときから弟は別れ、今60年。以後も、後、顔を合わせなかった。今もその状態。思ってます。

あなた自身は、どのような引き取られ方をしましたか。

残り私1人のとき、もう一人中国人の女性の方、私に〔を〕連れていった。この女性の方は、私の養父母の娘、長女です。今も生きてる。80歳です。中国に、まだ生きている。養父母はもちろん亡くなったから、養父母は生きてるとは…。

あなた自身が、もうひとりぼっちになってたわけでしょう。

はい。

どんな引き取られ方をしたか覚えてますか。

覚えてます。

どういう状況でしたか。

やっぱり、さっき申し上げたとおり、私は1人のとき、とても寂しいとき、私の体の状態は…。

あなたが引き取られたときは、何かわけの分からん人が来て、あなたを連れていったということじゃないんですか。

はい、そのとおりです。全然知らない方ですから、中国人ですから。知らない人が、あなたを連れていったわけですね。

はい、そうです。そのとおりです。

そのときは、あなたはどんな気持ちだったんですか。

そのときは、本当、悲しいです。本当、自分、しょうがない状態でした。当時は、もう何が何か分からんような状態だったんでしょうか。

当時は…そうですね。

当時、あなたは5歳ぐらいでしたよね。

はい、そうです。

あなたは、そのときはどんな状態だったんですか。

やはり私の体は、とてもとても弱かったみたい。本当は病気で死ぬ直前の状態と思います。

要するに、もう飢えと寒さでやせ細っていたわけですか。

そうです。そのとおり、やせて。

あなたの陳述書に書いてるけれども、引き取られたときは、あなたはもう全身が皮膚病と両足も凍傷にかかっていたというようなことでしたよね。

そのとおりです。その傷跡もまだ残っています、私の足上。今も、見えます。

いずれにせよ死にかかっているような状態で、中国の人が〔に〕連れていかれたと。

はい。

あなたは、そのときの状況を覚えてますか。

覚えてます。私は、その当時、子供ですから、どうしようがない悲しさ、苦しさでした。

養父母には子供がいなかったということなんですが、養父母に慣れるまでの間は、どんな苦勞をしたか覚えてますか。

覚えてます。その当時で、養父母のうちへ入ったら、私の話も、養父母も分からない。養父母から話、私も分からない。このつらさは、本当、人間は言葉あrawせない状態でした。とてもとても悲しかった。

言葉も分からないような。

はい、お互いに。

やっぱり貧しいところだったんですか、

そうです、貧しいところでした。

あなたは、陳述書の中で自分は農業するための労働力として引き取られたということを書いておられますが、その中で牛の面倒をずっと見たということを書いてますが、具体的にはどんなことをされましたか。

牛の世話のことで、雨も風も寒い日も暑い日も、どうしてもあけられない、いかない。これは、普通の子供のしてない仕事と思います。だけど私、周囲の中で私だけこんな仕事をしました。

要するに、5、6歳のそういうときから、雨の日も風の日も牛を連れて、それで草を食べさせて、草を取ったり。

陳述書に書いてない、先生。牛の世話は8歳からですよ。私は、8歳前は、やっぱり養父母のお手伝いのいろんな仕事をしました。

養父母の手伝いはどんなことをしてましたか。

部屋の掃除とか、それと食事のまきを外から中に取りに来るとか、大体、子供のできる仕事ですね、そのことをしました。

あなたは、8歳といたら小学校一、二年生のころですよ。

私、9歳から小学校です。

今の日本でいきやそうなんですが、そのころ、そういう世話をずっと毎日してたんですか。

そうですね、はい。

学校は、実際には、もう2年ぐらいしか小学校は行けなかったということでしたよね。

はい。

学校には、その牛の世話とか家の手伝いということで、やっぱり行くことは難しかったですか。

そうです、そのとおりです。難しかったです。

小学校に行ったとき、あなたは陳述書では余り差別されなかったようなことを書いてるけれども、本当に差別はなかったですか。

もう、ありましたですよ。例えば、過去の中国人、隠された血、小日本とか、日本鬼とか呼ばれましたから。やっぱりありました。

あなたは、それにめげずに頑張ってたから、大した差別というような感じじゃなかったから、陳述書には差別はなかったかのようなことを書かれたわけですね。

はい、そうです。そのとおりです。

もちろん、あなたは中学校には行ってないんですか。

はい。

中国では、小学校、中学校、高校とか、日本と同じですか。

はい、大体同じです。ただ、小学校、今は全く同じ、私が学校へ行ったとき、多少〔違い〕あります。小学校は4年まで、小小と言います。

5年、6年は高小と言います。私は、高小は行けなかった。高等小学校ですか。今は、日本と全く同じです。

あなたとしては、高小にも行けなかったと。

はい。

行きたかったんでしょう。

はい。本当、とてもとても行きたかったです。

あなたは学校に行けなかったのは、どういうことからですか。

やっぱり養父母が貧乏な家庭の出で、詳しい話ではできないですから、その当時、養父母は貧乏になって、養父母も体、障害者。私は働くしかない、食べられない、その状態です。

そういう状態で、学校に行こうにも行けなかったという状態ですか。

はい、そうです。そのとおりです。

あなたは、少年時代ですが、自営農業をしたということですよ。

はい。

自営農民として、具体的にはどんなことをしてたんですか。

13歳から18歳までやっぱり農作物を作るんですよ。トウモロコシとか、大豆とか麦とか、それと粟とか、そんな農作物を作りました。

学校に行かないで、時間というのは、働いてるのは何時から何時ごろまでずっと働いていましたか。

その当時は、時計は見えませんよ。本当、ないです。

時計もない。

はい。朝日照らない、見えるときに出勤するですよ。それと、働き、お日様なくなったときは暗くなって、それまで働いたんですよ。これは、農業は忙しいときもあるし、暇なときもありますね。

大体、朝日が出るときから、日が落ちて暗くなるまで、学校にも行かなくて、ずっと少年時代は自営農民として働いてきたということですか。

はい、そのとおりです。

今あなたが話しましたが、13歳のころから18歳のときまで、そういう仕事をきて、どんな苦勞がありましたか。

その苦勞は、子供ですから、大人のように同じ働き、とても疲れる。とても苦しかった。子供ですからね。

そういう子供時代に苦しい生活してきて、そして今度は、あなたは人民公社で努力したことが陳述書では書かれてありますが、人民公社ではどんな努力をしましたか。

私は、18歳以上になったら自分は大人と思います。それと、周りの中国人に負けないように働きました。出勤のときも、みんなより早く出られ〔出て〕、帰るときも後ろを帰る、そういう状態でした。

出勤するときも人より早く出て、それで帰るのも遅くまで、中国人に負けないように働いたと。

はい、そういうことです、

日本人としての誇りを持ってたということですか。

そうです。

あなたは努力して、生産隊の班長にまでなったということでしたね。

はい、組長は班長で同じ。

そこまであなたとしては努力されたんだけど、中国ではやっぱり差別をあなたは受けたんですね。

そうですね、やっぱり文化大革命の直前ですね。

その文化大革命ということで、日本人としてどんな差別を受けましたか。

まず私の生産隊の組長、班長、それと記録係、中国語で記工員といい  
ます、この2つ、役職首〔になり〕ました、これは一つ。

生産隊の班長は、首になったと。

はい、そうです、

それと。

それと、民衆大会前、弾劾もありました。それで、批判を受け【られ】  
ました。

民衆の前でさらされてですか。

はい。そういうことは思っていない言葉で、やられました。

中国の中では、日本人だということで、責任者とか何とかそんなのはもう一切  
なれなかったんですか。

そういうことです。

そういう苦勞をされたんですが、あなたは、日本人であるということとはもう最  
初から自分で分かってたわけですよ、

はい、小さいときから、覚えられ〔覚えてい〕ました。

日本に帰りたと思ったことはありましたか。

ありました、ええ。

いつごろから、そういうふうになりましたか。

幼い〔頃〕からですよ。子供時代から、ずっと日本に帰りた。自分  
の親、親族を探したい。その気持ちは、ずっと忘れなかった。

あなたが帰国されたときからの自立支援についてですが、あなたは、昭和59年  
8月に一時帰国して、61年2月7日に帰国されましたよね。

はい、そのとおりです。



あなたは鹿児島に配転されたということですが、本当は、どこに住まわせてもらいたかったですか。

その当時は、東京の近く、所沢センター<sup>(3)</sup>で4カ月間勉強しましたから、どうしても都会で住みたいです。自分の仕事も探しやすい、子供たちも就職のため、やっぱり都会のところ欲しかったけれども、私の希望ですね、

都会で、やっぱり就職先がよくあると。

はい。

当時あなたの家族が、子供さんが4名だったんですか。

はい、そうです、そのとおりです。5人いるけれども。

あなたの奥さんと、それから二十歳の子と、中二、中一の子が2人という子供さんが3人ということで、何とか日本で、都会で生活をしたかったと、

はい。

その希望は、だめだったんですね。

だめだったんです。

どうして鹿児島になったんですか

やっぱり、その当時は身元保証人関係、後、分かったんです。おやじ、身元保証人した〔になった〕から。その当時分からない。センターの先生が、あなたは必ず鹿児島へ行ってなさいって、そう言ったんです、要するに、身元保証人【の先生】が鹿児島の人だったから、もう鹿児島に行きなさいということだったと。

後、分かったんですね。その当時は、何の理由、分からんですよ。

当時は分からない。

ええ、分からなかった。

当時は分からないで、もう鹿児島には行きなさいということですか。

はい、鹿児島しかない、と言われて。

鹿児島で生活をされてるんですが、最初、帰国されたときに、4カ月間、所沢市で中国定着促進センターというところで、言葉などの講習を受けられましたよね。

はい。

これは、4カ月で足りましたか、

我々は、中国で40年間ですから、自分の国へ帰ってきたら、ただ4カ月間の勉強、どうしても足らなかつたんですよ。たった4カ月間ですよ。その短い〔期間で〕は、何もならないでしょう。

どういうところが足りませんでしたか。

やはり言葉のほうですよ。

それから、生活習慣とかいろいろ教えてもらったんでしょう。

はい、教えていただきました。センターの先生。生活習慣とか、言葉とか。やっぱり言葉を中心に、教えていただきました。

あなたが唯一、鹿児島原告団の中で、こんなふうに日本語で、難しい言葉は無理か分からんけど、やりとりできますね。

はい。

やっぱり日本語というのは難しいですか。

難しいですね。だけど、私は努力は一方だけけれども、やっぱりある意味で、陳述書を〔で〕書いたとおりに、ある恵みあつたんですよ。

4カ月間の講習は、とてもじゃないがもう足りなかつたと。

足りなかつた、

鹿児島に来られて、今度は週二、三回程度の夜間講座を8カ月受けられてますよね。

はい。

これはどうでしたか、足りましたか。

これも、足りなかつたと思います。ほかの方はお昼に勉強するけれども、私のときはそのセンターはなかつたから。私、働き〔働いた〕後、このセンター建つたから。夜間しかない、私、在留邦人、私1人だけ夜間〔に勉強〕しました。ほかは、二世の方ですね。

8カ月間でも、とてもじゃないがという状況だったんですか、足りないよ。

そうです。私は、本当足りなかつたと思います。

主に講習の中身は言葉ですか。

やっぱり言葉中心、日本語を勉強しました。

日本の生活習慣なんかについての講習はありましたか。

ええ、そのテキストの中にも入るけれども、日本の習慣とか、教えてくださいました。

でも、テキストなんか読めないでしょう。

はい。やっぱり先生が先に読んで、私たちは後に読みました。そういうことです。

それからあなたは、1年間職業訓練校に通ったということですが、これは何の訓練を受けましたか。

職業の訓練ですね。私の勉強は、配管とか、溶接とか、電気とか、木工とか、いろいろ勉強しましたが、1年間終了後、私の仕事、何にも役に立たなかった。勉強のもの、仕事の中に使わなかった。本当に残念です、

これは、特別に残留孤児の人たちの職業訓練ですか、日本と一緒にですか。

いや、違います。日本、地元の方から、失職の方から、職安〔で仕事がない〕なかった人たちもその訓練校に入っていました。一緒に勉強しました、帰国者だけじゃなくて。

残留孤児の人たちじゃなくて、日本人も含めた職業訓練だったんですね。

はい。

あなたは今でこそ分かるけど、当時はあんまり言葉なんか分からなかったんでしょう。

そうです、その当時は本当、分からなかったんですよ。特別、職業の用語、本当分からなかった。

その専門的な言葉ですね。

専門用語ですね、

木工とか電気とか溶接をされたということでしたが。

はい。だけど、溶接の免許も取ったけれども、何にもしなかった。

そういうのを1年間したけれども、やっぱり役に立たなかった。

役立ったのは、私は日本語を勉強しました。日本語方面は、同じ生徒と一緒に、勉強の中に言葉の勉強も助かったと思います。

あなたについてですが、ほかの人も全部、この職業訓練なんかは行ってるんですが、この1年間の訓練ぐらいでは、やっぱりとてもじゃないが難しかったで

すか。

難しかったよ。その勉強の内容、その中身ですね。本当、難しかったと思います。

言葉の分からない人なんか、もう全然だめでしょうか。

全部だめということないですけど、本当、難しかったです。

職業訓練に1年間行きましたよね、それで、自立できるような状況になったかどうか。

訓練のその目的だけでも、私はならなかったけれども。

自立できるような状況には1年間ぐらいじゃならなかったと。

はい、そういうことです。

あなたは、先ほど話をしましたが、鹿児島に残留孤児の中では唯一言葉、日本語が通用できるような言葉を話せるんですが、その言葉も陳述書にずっと書かれてあるんですが、あなたは40歳という比較的早い段階から日本語の勉強をしたと書いてありますね。

はい。そのとおりです。もし、私が30代に帰ってたら、もっと上手になると思います。

運良く日本語を身につける機会に恵まれたことが、その原因だと思うと書いてありますよね。

はい。

ほかの方々はやっぱり日本語がほとんどできないけれども、これは、どういうことからでしょうか。

私は、一例を申し上げたら皆さん分かるんですよ。私たちの二世、三世は、日本に帰ってからすぐに日本語を覚える。だけど私たちは、40代、50代、ある方はもう最近では60代になってる。こんな遅かったら、どうしても勉強のこと、言葉を学ぶこと、全然ならないですよ。やっぱり私たちの仲間は帰ってくるの遅かった。これは、一つの原因ですよ、みんな、努力したんですよ。みんな日本人ですから。私が知ってる限り、私の仲間はみんな頑張ってたんですよ、勉強から仕事まで。

とにかく、みんな、日本人としての誇りを持って、一生懸命勉強はしてるわけですね。

はい、そうです。そのとおりです。

あなたは、昭和62年10月から定年まで、「ニシムタ」というところで働いておられますね。

はい。

これは、国のあっせんだったんですか。

違いますね。

どういうことから行かれましたか。

自分、おやじのあっせんですよ。私が帰ってきたら、おやじ、私の仕事心配ですから、友達か、ニシムタ社長に頼まれて〔頼んで〕、その会社に入りました。その恵みで、私は就職できました。

「ニシムタ」では、十分に働くことはできましたか。

それは言えません。十分で〔と〕は言えません。なぜなら、言葉は問題ですよ。最初、入社から、ほとんど話せない、聞くも難しい、それで、私の仕事、手はきかない、要らないですから、そのとき、本当、苦しかったんですよ。十分な仕事〔とは〕、言えません。

十分な仕事にはできなかつたけど、あなたは、もうそこであなたなりに頑張ったということですね、

はい、そうです。

「ニシムタ」で、13年間、あなたは働いたんですね。

はい、そうです、そのとおりです。

13年間働いた退職金が、幾らもらいましたか。

本当の〔に〕少ないけれども、120万ぐらいですよ。120万未満と思います。

あなたは60歳で定年になって、年金は、月に幾らもらえるようになったんですか。

退職当時、厚生年金は、月4万5000円しかないですよ。

当時は、もうあなたの子供さんたちは大きくなって、奥さんと2人暮らしでしたね。

はい、自立しました。2人で生活もできないです。

4万5000円でも、2人暮らしで、とてもじゃないが生活ができないわけですね。

そうですね、はい。

それで、退職金で食いつないでたんですか。

はい、そうです。1年間ですから。私は、退職は2000年8月から。翌年の9月、生活保護を。

要するに、年金がそれぐらいと。

はい。

家賃はどれくらいでしたか。

その当時、2万7000円です、

2万7000円ですと、もう残るのが1万幾らですね。

はい。

1万幾らで生活できないから、退職金で食いつないでいたと。

はい。

とうとう退職金も足りなくなって、やむなく生活保護になってしまったということですね。

はい、そうです。

ほかに働くことはできなかったですか。

いや、できなかった。退職後、妻はすぐ病気になって、乳がんになったんですね。入院して、手術して、面倒を見なければならぬ状態ですよ。私はどうしても働きたいけれども、できなかった。

もう年で、仕事もそう簡単にはないと。

はい、そんな仕事、簡単ではないですよ。

言葉の壁はありましたか、少しは。

それも少しありました。それはもちろんですね。

残留孤児ということで、国のほうは仕事をあっせんしてくれるようなことはありませんでしたか。

私は退職者ですから、国からこんなことはなかったみたいですね。退職したから。

あなたは生活保護を受けることに対して、どのように思いながら生活していますか。

私は、生活保護をもらいたくないですよ。退職した後、翌年4月、4

カ月間ぐらい、女房の入院、手術したから、そのときは会社のいろいろな保険[で]助かったから、手術するとか何とか金来るから。そのとき、よかったと思います。ただ、その後ですよ。病院の担当者は、私の状況を見て、あなたはこのままだめですよ、生活できないですよ。このまま、苦しみはいいんですけど、苦しみも生活できないですよ。病院の担当者は、私 [を]、市役所へ連れていったんです。

生活保護を受けたくないとおっしゃいましたね。

はい、そうです。そのとおりです。

それは、生活保護に対する、やっぱり後ろめたさとか、そんなのはあるんですか。

そうですね。生活保護を受けたら、いろんな不自由なことがあるんですよ。いろんな聞く〔質問〕もあるし、福祉担当者から。それと、大切なこと、自分の命救われた養父母のお墓参りもできません。これは、本当、悲しいこと、くやしいことですよ。

要するに、生活保護では、国の育ててくれた人の墓参りもできないし、外に簡単に出ていくこともできないというような苦しさがあるわけですね。

はい、その状態になって、生活は、生活費はぎりぎりですから、ほかに余裕ないですよ。これは、皆さんご存じだと思います。

あなたは、日本の国に帰ってこられたとき、日本の祖国に帰国されたときはどんな気持ちでしたか。

その気持ち、本当、うれしかったんですよ。やっと、40年間、自分の国へ帰ってきた。家族と親族に会えて、おやじもいましたから、本当、うれしかったんですよ。そのうれしさは、本当、言葉があらわせない状態です。

あなたは、自分の祖国に対して、人間らしい生活をさせてほしいと陳述書に書いてますよね。

はい。

あなたは、陳述書の中で、奥さんを楽にさせたいとか、生活保護ではなくて、別の方法で生活の援助をしてほしいとか、あるいは老後を人間らしく生活させてほしいとか書いておられますが、それ以外に、何かこうしてほしいというのがありますか。

ありますよ。私は、さっき申し上げたとおり、一番大切なことは、自分の恩人、労働力を使われたけれども、命くださった、それと育ててくださった、その恩を忘れないと思います。忘れてはいけない。〔忘れたら〕非人間性と思います、

今おっしゃっているのは、結局、あなたは、たとえ労働力のためであったか分からないけれども、その命を助けてくれた養父母の恩返しをしたいと。

はい、そのとおりです。

せめて、墓参りをしたいということをおっしゃっていましたね。

はい、私の生きてる限りですね。

それ以外にはありますか。

以外は、やっぱり自分らしい生活したいですね。私は一生働き者ですから、働き者の気持ち分かってほしいんですよ。皆さん、同じ働き、年とったら生活保護もらいますか。だれも、もらいたくないでしょう。一生働けたら、年とったら、当たり前年金もらうことのできる年になったら、年金要らない、私は生活保護をもらう、そんな人いますか、いないと思います。

それ以外にありますか。

以外はありません。

あなたは、私に話をしておられたんだけど、自分たちみたいなもう悲惨な者が出ないようにしてほしいと言っておられましたよね。

はい。

その気持ちもあるわけですね。

はい、その気持ちはあります。

何といても老後の生活が心配だということですよ。

はい、そういうことです。

以上」

2005年2月22日午後1時30分から引き続き、鬼塚さんに対する尋問がなされた。



「(原告ら代理人)

昭和47年に、日中国交回復がなりましたね。

はい、そうです。

それ以前に、あなたは、ご自分のことと申しますか、孤児であるというようなことで、早く帰りたいといった意思を、厚生省とかそういったものに示す書類とかを送ったことがありますか。

いや、国交回復前は全然しなかった。

どうして、そういうことはしなかったんですか。

やっぱり、不便ですね。中国、当時の状況も含めね。それと、連絡できない状態ですよ。我々、自分の国に連絡したいけれども、連絡できなかった。

連絡しようにも、どこに連絡していいのかわからない、そういうことも分からなかったということですか。

そうです。分からなかった。全然分からなかった。

国交回復以前ですけれども、あなたは中国で、残留婦人とか、そういう方に会ったことはありますか。

あります。

近くにいた方もおられるんですか。

はい、そうです。一番近くは10キロぐらい、そんなところ、私が住むところの10キロぐらい、残留婦人は4、5人おりました。

何人ぐらいの残留婦人の方と会ったことがありますか。

私の話は、4人ぐらいと思います。

そういった方とお話ししても、どこにどう連絡すればいいのかわかるということも、よく分からなかったんですか。

やっぱり、両国〔国交〕回復前は、全然分からなかった。

もちろん、日本のほうからも、何の連絡もなかったんですね。

全然なかった。だれで〔に〕も連絡なかった。

47年に日中国交回復がなった後ですけれども、あなたはどこかに連絡をしたことがありますか。

そうですね。自分、考えて、やっぱり両国国交回復から、大使館のほ

うは一番連絡をしやすいと思う、手紙出しました。

日本大使館に手紙を出したということですね。

はい、そうです。

それは、あなたのお考えで出したのか、だれかにアドバイスされて出されたんですか。

いや、私は自分の考えで出しました。

その手紙の内容については覚えておられますか。

大体覚えてますね。

簡単に言うと、どういったことを書いたんですか。

やっぱり自分、日本人で、早く日本に帰りたい、自分の親を捜したい、  
大体この内容でした。

返事がありましたか。

なかった。

あなたは、残留婦人の女性から、中国に残留した孤児のことを捜してる人がいる  
というようなことを聞いたことがありますか。

聞いたことあります。

それは、何年ごろですか。

これは、51年ごろと思ってますけれどね。

陳述書には、50年ころと書いてありますが。

はい、50年前後、多分50年、51年、そのころです。はっきり覚えてないです。

そのことを教えられた婦人の名前も覚えておられますか。

覚えてます。

何という方ですか。

島村孝子さんといいます。中国語では、タオスンショウズと青います。

当時は中国語、覚えやすいですから。あとは日本語で分かりました。

中国では何という。

タオスンショウズといいます。これは、日本語では島村孝子さんね。

どういう方が残留孤児のことを捜してるというふうに聞いたんですか。

国交回復後、残留婦人は次々、日本に一時帰国したことがあります。

その方々が中国に戻す〔戻る〕、私たちはいろんな状況を尋ねますね。それで、残留婦人から、日本国内も動いてる、残留孤児を捜すの行動してます、それで分かりました。

名前ですけど、どういった人が捜してるということでしたか。

名前は、山本慈昭先生ですよ。長野県のお坊さん、そう聞かれました。あなたは、その山本さんのことを聞いて、手紙を書かれましたか。

はい、それで手紙を出しました。

どういう内容の手紙か、簡単で結構ですが、覚えてることを教えてください。

大体、終戦当時、自分は子供ですから、自分の家庭状況、親の職業状況、覚えの（覚えていること）ことを手紙に書きました。自分は母親が死んだの知ってますから、おやじは生きてると信じてます。それで、おやじを捜すため、私はいろんなことを書きました。

返事は来ましたか。

来ました。

その返事には、どういったことが書いてありましたか。

その返事は、あなたたちの肉親を捜すのことでですね。私たち調査して、手伝いすると言われました。

その手紙をもらったときの気持ちは、どんな気持ちでしたか。

本当うれしかった。本当に祖国から、自分の母国から手紙いただきましたね。その気持ち、本当うれしかった。

あなたは、山本さんとはその後、何回も手紙のやりとりはしたんですか。

はい、そうです。その後、何回〔か〕やりました。

山本さんと手紙のやりとりが始まった後、厚生省に手紙を書いたことがありますか。

ありました。

それは、自分で手紙を書けたんですか、それともだれかに書いてもらったんですか。

いや、違います。私はそのとき、自分、日本語しゃべられないし、日本語は全然知らないですから、残留婦人の方に頼まれた〔頼んだ〕んですよ。

残留婦人の方に、代わって書いてもらったということですね。

はい、そうです。

あなたの伝えたいことを話して、手紙に書いてもらったということですね。

はい、そうです。

甲 B 1 第20号証を示す

これは、厚生省が保管していた資料の中にあったんですが、受付が53年7月と書いてある手紙で、あなたの中国名が書いていますね。

はい、これ間違いない。

この手紙のことだと思われますか。

はい、そうです。この手紙と思います。

この手紙によれば、封筒に写真も入れたというふうに書いてあるようですが、写真も入れられた覚えがありますか。

はい、入れました。

この手紙に対して、厚生省のほうから、何かあなたに連絡はありましたか。

その当時は、返事なかったですね。その当時ね。

あなたは、何か返事が来るものと思って、期待されてましたか。

本当、期待ですよ。どうしても、自分の政府から、本当期待しました。でも、来なかったということですね。

はい、そうです。

山本さんが中国に来られて、あなた方に会ったことがありますか。

ありました。

それは、いつぐらいですか。

昭和55年7月ごろ。

これは、どういうことで、山本さんは来られたんですか。

山本さんは、やっぱり私たち残留孤児のためですよ。中国に来て、私たち残留孤児と会見して、1人1人を調査して、やっぱり私たちのためだと思います。

孤児の方に直接会って、事情を聞いて、肉親を捜せるように援助しようという

ことで来られたんですか。

はい、そういうことです。

これは、前もってあなたのところに、調査に行きますからというような連絡はあったんですか。

ありました。私、山本先生の手紙いただきました、そのとき。

実際に、あなたは山本さんに会いましたか。

会いました、はい。直接、面接にやってきました。

山本さんと、どんなお話をされましたか。

山本先生は、やっぱり私たちの状況を聞かれました。あなたの覚えの〔覚えている〕ことですね。詳しく話してください。随分時間かかって話しました。

離れ離れになったときの状態とか、いろんなことを直接聞き取っていただいたということですか。

はい、そうです。そのとおりです。

その場に、あなたのほかに、孤児の方は何人かいらしてましたか。

私たち一緒に、面会のとき、10人ぐらいいました。だけど、私たち面会前にも、何人、まだ会いましたみたい。

甲総第123号証を示す

これは、「再会中国残留孤児の歳月」という本ですけれども、どういったものを書いた本であるか分かっておられますか。

分かりました、はい。やっぱり、私たち残留孤児のいろんな事情、自分〔が〕覚えの〔覚えている〕こと、中に書きました。

この中に、55年のときの調査のことが書かれているんじゃないですか。

そうです。そのとおりです。

この本の87ページの中に、鄧洪徳と書いてありますけれども、これはあなたのことですか。

はい、そうです。間違いなし、私のことです。

ここに、1ページぐらいにわたって書いてありますけれども、そのときにあなた

が山本さんにお話ししたことを、恐らくまとめられたんだろうということでしょうか。

そうです。その、私〔の〕、話のことです。書きました。

あなたは、中国のどこで、山本さんと会われましたか。

長春で。

この本を読んでもみると、吉林で会ったような場所に書いてあるんですが、これはちょっと、場所を山本さんが間違えられたのかもしれないということでしょうか。

間違いじゃないね。その当時は私は、長春から東方面に300キロの敦化県ですから、山本先生は、どこ〔で〕に、私に会う〔か〕、し〔会い〕やすいコースは違うと、本人も分からないから、自分でまず吉林省に行って、長春に行って、あとハルピンに行く、この3カ所を教えてくださいましたよ。私は吉林省で会いたいけれども、時間、間に合わなかった。私は長春に行った。そういうことです。

山本さんは、吉林に来なさいという連絡をされてたけども、あなたのほうが間に合わずに、長春で会ったということなんですか。

はい、そういうことです。

それで、吉林で会ったように書かれてあるんじゃないかならうかということですか。

はい、そのとおりの思います。

現地調査ですけども、最初、55年にあったということでしたね。

はい、そうです。

その後また、そういう調査をされたことがあったんでしょうか。

ありました。

それは、いつごろですか。

それは翌年、昭和56年11月ごろだと思います。寒いときですよ。

このときは、山本さんはいらしてたんですか。

はい、いらっしゃいました。一緒に写真も撮った。

場所は、中国のどこですか。

瀋陽です。

このときも、やはりあなたのことを、いろいろ事情を聞いたりされましたか。

はい。

このときは、だれが、あなたのことをいろいろ詳しく聞かれましたか。

そのときは、山城さんと鹿児島のスワタヨさん、お二人で、私のことを詳しく聞かれました。

このときは、山本さんから直接聞かれたのではなくて、今言われた山城さんという方と、スワさんという方から聞かれたということですね。

はい、そうです。

名前も覚えておられるということね。

はい、覚えてます。

あなたは、山本さんの現地調査に2度、行って会われたということですよ。

はい、そうです。そのとおりです。

あなたは、この調査について、日本の公的な、例えば厚生省とかが後押しするというふうにも思っておられましたか。

そのことは、私はどうしても、行政の方がいると思います。だれは行政の方、だれは民間の方、それを私は考えなかつただけで、政府は、行政の方、必ずおると思いました。しかし、日本に帰ってきたら分かったんで、純粋の民間団体でした。行政の人は1人もいなかった。

あなたは、山本さんと対面調査を受けたり、そういったときは、これは日本の政府の方もどこか一緒に来ておられて、いろいろ援助もされてると思っていたということですね。

はい、そういうことです。

しかし、後日いろいろ聞いてみると、全く民間の団体であって、そういった政府の援助とかは受けてなかったということが分かったということですか。

はい、そうです。そのとおりです。

山本さんが一生懸命、そういった現地調査をされている団体の名前は覚えておられますか。

覚えてます。

どういう名前でしたか。

「日中友好手をつなぐ会」といいます。

これは、山本さんが中心となって、そういう会を運営しておられたということ

ですね。

はい。

甲 B 1 第21号証を示す

これは、どういう書類なんですか。

これは、山本先生から、あなたの肉親を捜す、公証書といいます。これは、中国、行政、公的の証明書といいます。

何を証明する書類なんですか。

この証明は、だれだれ、どこで、日本人の子供を拾った、收容しました、それを書いています。

要するに、あなたが日本人の残留孤児であるということを証明する書類ということになりますか。

はい、そういうことです。

この題は、何と書いてあるんですか。

公証書といいますね。日本語で公証書といいます。

これは、中華人民共和国の吉林省が発行した書類ということですね。

はい、延辺朝鮮族自治州。これは、吉林省以下の行政機関です。

省外、大きな単位なんですか。

はい。省〔以〕下は…。

州ということですね。

はい、州です。自治州です。ここに書いてます。

2枚目ですけども、これを上から日本語に訳してもらえますか。日本語で言うと、どういうことが書いてあるんですか。

孤児証明書、80、キ、エン、ショウ、チ、第37号。ただ証明、鄧洪徳、男性、1940年6月出生、これは私の大体の生年月日ですね、大体6月と思われる。それと現住所、吉林省敦化县大石頭鎮人民公社太平大隊。このころ、1945年冬に、吉林省敦化县大石頭鎮收容の日本血統の孤児、それ以上の内容ですね。だれだれ、收容したのは、多分、私の養父の名前を書いているかもしれません。



要するに、日本人の血を受け継いだ孤児を、1945年の冬に、吉林省の敦化県大石頭というところで収容したということを証明するという書類ですね。

はい、そういうことです。

このような書類を、山本さんから取るようにというふうに言われたということですか。

はい、そうです。私は、取ったらすぐ、山本先生に送りました。

山本さんにこれを送ったということは、これが厚生省にあるということは、山本さんが恐らく厚生省に送って、連絡されたんだろうということでしょうか。

はい、そうと思いますね。

甲B1第10号証を示す

これは、厚生省が調査をした書類のようなんですが、この書類の下のほうに公開調査という欄があって、56年1月12日という日付があるんですけど、これはどういう意味か、ちょっとよく分からないんですが、あなたの記憶で、56年1月12日に厚生省の人が中国か何かに来られて、調査したような記憶がありますか。

これは、はっきり覚え【てい】ませんですね、何日、何月。多分、大使館から、いろんな残留孤児の資料があったんですよ。その資料は入れる【送ってもらった】こと、何回【か】ありました。その書類と思います。

書類のようなものが来たような記憶はあるけれども、調査というか、対面調査したようなことはないんですか。

対面調査じゃなくて。

そういう記憶はないということ。

はい。対面調査じゃなくて、書類の調査ですよ。

そういうのは、あったような記憶があると。

はい、それはあったと思います。何回、入れた【送ってもらった】からね。

あなたは、58年12月、訪日調査をされましたね。

はい、そうです。

日本に来られた。

はい。

あなたは先ほど、孤児証明書を取って山本さんに送ったと。それから58年12月に調査で来られたときまでに、何か厚生省から、いろんな書類とか問い合わせとか来たことがありましたか。

私の記憶の中に、厚生省直接じゃなくて、大使館から知らせがあったみたい。日本、中国の大使館から、そうと思います。

いろんな、そういう調査みたいなやりとりがありましたか。

はい、ありました。

どんなことを記憶しておられますか。

聞くことは、やっぱりその書類の内容、日本の住所とか、日本の名前とか、それは全然覚えてないですからね。その書類の中に書いてる〔こと〕、もし覚えてれば中に入れて〔受け取って〕。だけど覚えてなかったから、入れ〔受け取って〕なかったと思います。

何か書類が来たような記憶はあるけれどもということですか。

はい。

この訪日調査の58年12月ですけれども、この直前には、あなたは訪日調査することになりましたからというような連絡は、当然あったんですね。

はい、それは当然ありました。

日にち的には、どのくらい前に、そういう連絡がありましたか。

12月ですから、多分その直前と思います。11月ごろと思います。

あなたは、調査に日本に来られて、報道陣の前というか、漢詩を作って喜びをあらわしたということがありますか。

ええ、ありました。本当は恥ずかしいののですが、下手くその歌を書きました。詩を、あれはないね、そのとき書いたものは。ありました。

甲B1第2号証を示す

ここに写真に写っている男性は、あなたですね。

はい、それは私、間違いないです。

その下に書いてあるのが、あなたが作って読まれた詩ですか。

はい、そうです。

大体、どんなお気持ちで、こういう詩を書かれたんですか。

やっぱり日本に、何十年、40年近く、38年ですよ、自分の国に帰ってきたら、そのうれしいの気持ちを書いたんですよ。やっぱり日中友好のおかげで、両国国交回復し、正常の交流できたね。私たちも肉親捜しもできました。そういう、うれしいの気持ちで書きました。

この訪日調査のときに、お父さんに会われましたか。

会いました。

何回会いましたか。

2回で。

第1回目の対面のときには、お父さんは、息子だというふうに確認をされたんですか。

確認したけれども、決められなかった。だけど、その場所で、私の話、私、そのとき、何で涙が止まらないか分からなかったけれども、その感じは。だけど、おやじも涙が〔涙を〕出られ〔流し〕ました。

1回目は、恐らく親子だろうとは思ったけど、確定には至らなかったということですね。

はい、そうです。

2回目、お会いになったんですね。

はい。

これは、帰られる直前だったのかな。

そうです。

そこで、親子だということが分かったということですか。

はい。それで、確かに確認しました。

お父さんは1回目は、確証までいってなかったけども、いろんなテレビに出たり、周りの人のお話を聞いたりして、これは息子に間違いないと思って、もう一度会ってみたいということで、確認されたんじゃないかなかったですか。

はい、そうです。そのとおりです。私は最初の連絡は、我々訪日団は、

京都へ行ったとき、その一晚、京都で泊まったんですよ。その晩は、山本先生から連絡が。あなたは、お父さん、确实、確認したよと、その連絡ありました。それと、翌日は東京へ戻って、確認しました。

1回目お会いした後、山本さんから、京都にいる、観光旅行に1泊で行った、そここのところに電話があって、あの方はお父さんに間違いないよというような連絡もあったということですか。

はい、そういうことです。

あなたは、日中国交回復した後ですけれども、丁度お父さんに手紙を書いたことはありませんか。

ありました。2回目。

あなたが、お父さんに手紙を出したことがあるわけでしょう。

はい。

お父さんに手紙を出すようにと言われたのは、だれかアドバイスしてくれたんですか。

はい。それは、残留婦人の方ですね。教えてくださいました。

もしかすると、あなたのお父さんかもしれないよということを書いていただいて、手紙を出してみたんですね。

はい。その方は、住所と名前を教えてくださいましたから。

手紙は残ってないんでしょうけども、そのときは、どんなことをお父さんに書かれたという記憶ですか。

やっぱり、自分の記憶、覚えの〔覚えている〕限り、自分の家庭状況とか、避難中、自分のお母さんが死んだとか、弟が死んだとか、そのことを書きました。それと、おやじの職業も、その当時ははっきり書いたか、書いてなかったか、忘れましたがね。

そのときはもちろん、親子ということにはならなかったんでしょうけども、お父さんから返事はあったんですか。

ありました。

どんな返事でしたか。

冷たいの感じでした。自分の息子じゃない、他人と書きました。

そのことで、またほかの残留婦人の方からも、あなたに手紙が来たことがあり

ませんか。

ありました。

その方は、あなたにどんな内容の手紙をくださいましたか。

残留婦人から、やっぱり九州の鬼塚さんは、あなたのお父さんじゃない、そんな内容でした。

その方も確認されたけど、どうも違うというような返事だったというようなことを、あなたに手紙を出されたんじゃないですか。

はい、そうです。そういうことです。

あなたはその後、日本に帰ってこられた後、お父さんに、ずっと昔手紙を出したときに、どうして私が息子じゃないというような返事を出したのかというようなことを聞いたことがありますか。

もちろん、私は聞くよ。

お父さんは、そのことについて、どんなふうにあなたに言われましたか。

第一は、そう言われたんですよ。私は、ほかの残留孤児にだまされたって。その孤児は、あなたの子供、あなたの長男と言われたけれども、最初は違った。高知かどこかで自分の家族を捜した。やっぱり私の子供じゃなかった。第二は、おやじ、私に聞かれ〔聞いた〕たんですよ。建一郎は小さいときたくさん歌も歌って〔いた〕したね。それで、たくさんのご覚える〔はず〕でしょう。あなたは鹿児島とか鬼塚とか、何で〔なぜか〕覚え〔覚えてい〕なかった。これは不自然ですね。鹿児島とか鬼塚とか、5歳の子供ですから、だれも、私も保育園も行けない、今の子供、保育園行ったら、名前だけ呼ばれる、名字も呼べないですよ。今の鹿児島の保育園ね。だけど私は、鬼塚覚える、鹿児島県覚える、本当難しいのことよ。だから私は、これ覚えませんでしたと。

お父さんが後になって、そのことについて言われたのは、一度、私の子供ですよといって、孤児からだまされたことがあると。そのことと、あなたが小さいとき、自分の息子は記憶がよかったと、記憶力があつたと。鹿児島とか鬼塚という名字を覚えてないのは、どうもやっぱりおかしいと思って、違うと返事をしたということと言われたということですね。

はい。おやじ、そんな解釈しました。

あなたは、まだ中国から、こちらに帰ってこないときに、自分の名前の建一郎というのを思い出したことがあると。

はい、ありました。

それは、いつごろ思い出されましたか。

これは、昭和53年か55年ごろだと思いますね。日本語の勉強が始まったんですよ。私は残留婦人と会ったとき、日本語、平仮名、片仮名から勉強始まったんですよ。それで、中国の小説も読みました。その中に一郎といます。中国の一郎と日本語の一郎、読み方違うけれども、日本語の勉強で、これは「いちろう」と読みますね。私の名前も一郎と思うんだけど、何か前にあるんですね。一郎の前に何かあったんですね、自分、思って、長く思って思って、やっぱり建一郎と、それは、思いました。自分の母に呼ばれるのと思いました。それで建一郎。日本語を勉強するようになって、いろいろ本を読んだりしてるときに、一郎というのに突き当たって、何か心当たりがあるような気がして、ただ、それだけじゃないと、もう一つ何か前についてたんじゃないかなとずっと思ってた、あるとき建一郎だと思出したということですか。

はい、そういうことです。

甲 B 1 第12号証を示す

2枚目の5の(2)というところの、「日本に永住帰国する場合は、養父母も同行するのか、その状況はどうか。」という欄に、「永住帰国することは考えていない。」というようなことが記載してあるんですが、あなたはこういうことを、調査する人に言った覚えがありますか。

いや、ないです。これは、通訳〔の〕誤解だと思います。帰国すると、すぐ帰国は考えられない、そう私なぜなら、その当時は、うちの養母は病気、重体の状態ですから、人間やっぱり義理のことを考えると、育ててくれた、命救われたとき、その方が死ぬの寸前のとき、何も考えない、自分の国へ帰る、自分の親のところへ帰る、そのことを考え

られません。だから私は、すぐ帰国のことは考えられません。この、すぐのことは入れてない〔言っていない〕ですよ。私はここは、永住帰国することは考えます、このことは、本当全然、これは通訳の方の誤解と思います。

永住帰国する考えがないとか言った覚えは、全くないということですね。

はい。

ただ、すぐ帰国できないかもしれないということは、何か答えていただろうと。

はい、そうです。そのときは中国語で話してきたから。多分、通訳の方、すぐのことは入れなかった〔言っていない〕から。

このころ、お母さんは非常に重病だったんですか。

はい、そうです。重病ですよ。

あなたは、59年8月に一時帰国されましたね。

はい。

これは普通、6カ月の予定でされるんですか。

はい。

大体、普通は6カ月の予定なんですね。

はい、そうです。

このとき、あなたは6カ月おられましたか。

いや、5カ月間。

それは、どうしてですか。

やっぱり、養母の体が本当危険の状態、息子から手紙来て、私は見たら、すぐおやじに言って、これは6カ月間だめで、すぐ帰る、うちのお母さんは危ないですから。それで、5カ月間、中国に戻した〔戻った〕。それで私は、中国へ帰ったら10日間ですよ、養母は亡くなったんです。間に合った、よかったです。

6カ月の予定で一時帰国したけれども、お母さんが重病だという連絡が入って、5カ月間で切り上げたと。

はい、そういうことです。

帰ってすぐ、10日日ぐらいに、お母さんは亡くなったと。

はい、そういうことです。

被告代理人

あなたは、お父さんがいつ日本に帰国されたか知っておられますか。

それは知りませんでした。

あなたは戸籍上、失踪宣告により死亡したという取扱いがなされていますが、この手続は、戸籍法という法律に基づいてなされたことを知っていますか。

それは知ってません。分かりません。

これが、だれの申請によるものだったかということもご存じないでしょうか。

それも分かりません。

これは、あなたのお父さんが申請されたということは、聞いたことはありませんか。

いや、聞いたことないです。

あなたのお父さんが、後日、失踪宣告の手続をした理由というものも、全く聞いたことがないということでもよろしいでしょうか。

全然、分かりません。

あなたの陳述書7ページの上から9行目に、「厚生省から初めて私に連絡があったのは、昭和58年12月に、身元解明調査のために日本に2週間帰国した直前の頃でした」と書いてあることについてですが、あなたが言う身元解明調査とは、日本政府が行った訪日調査のことだと思いますが、そのとおりですか。あなたの陳述書の中には、身元解明調査と書いてあるわけなんですけれども、日本政府が行った訪日調査、日本に来る調査ということで伺ってよろしいですか。

はい、それは分かります。

その訪日調査によって、あなたはお父さんと再会できたということでもよろしいですか。

はい、分かったんで。

あなたは、昭和59年8月に、娘さんを1人連れて一時帰国されていますよね。

はい、ありました。

あなたの陳述書、8ページには、この帰国された際に、週に2回、吉永藤蔵さんから日本語を教えてもらったと書いてありますね。

はい、そのことありました。



吉永さんからは、1回につき何時間ぐらい教えてもらいましたか。

1時間から2時間ぐらいですね。

それは、どのような形で教えてもらいましたか。

やっぱり、1対1ですね。ほかの人、いないですから。

1対1で、それぞれ話をすると。

はい。吉永さんは、中国語がとても上手な方ですよ。資格持ってる。

それで、満州のとき、満州国の新京の総務庁の中でお仕事しました。

その方は、本当すごい方ですよ。

教科書とかも利用されて。

教科書、利用してます。利用するものは、私たちが肉親を捜すとき、文部省からもらったの、教科書ですよ。

そういうのを利用されて、お勉強されたと。

はい、そうです。

それから、昭和61年2月7日に帰国しておられますけれども、この際の身元保証人は、お父さんということでよろしいでしょうか。

はい、そうです。

あなたは、帰国されてから、お父さんから、ソ連軍が満州に侵攻してきたときの状況等のお話を聞いたことはありますか。

話は、ちょっとだけですね。余り詳しい話はなかった。

ほとんど記憶にないということでしょうか。

はい、そうです。

あなたの陳述書、10ページの上から10行目に、国は「自立しろ。生活保護に頼るような人間になるな。」と繰り返し指導してきたと書いてありますね。

そうですね、はい。

この言葉は、だれからどのような場面で言われたか、覚えておられますか。

最初は、やっぱり埼玉県所沢帰国者センターからですよ。センターの先生は、いろんなことを教えてくださったんですよ。生活方面は、やっぱりホンダ先生とシミズ先生と思います。

そのお二人から、そういう言葉を聞いたということですね。

はい、そうです。

あなたが帰国してから、実際に働いた職場は、陳述書に書いてあるクリーニングのアルバイト、ニシムタ<sup>(4)</sup> だけですか。

はい、そのとおりです。

このニシムタは、あなたのお父さんのあっせんということで。よろしいですか。

はい、そうです。友達関係ですから。

クリーニングのアルバイトも、あなたのお父さんのあっせんということですか。

そうです、はい。

あなたは、お父さんからあっせんされた仕事以外では、ほかには仕事をされていないということでよろしいでしょうか。

はい、そうですね。以外は、職業訓練校1年あったけれども、それは国からあっせんですよ。

職業訓練校に行ったのは、国からのあっせんということですね。

はい、それは本当、お世話になったんです。それはよかったですと思います。あなたは帰国後、都会に住みたかったということですが、鹿児島は希望されてなかったんでしょうか。

そうです。その当時は、東京に住みたいです。友達もいるし。友達もおられるので、東京に住みたかったということですか。

はい。

あなたのお父さんは、あなたに、どこに住んでほしいと言っておられましたか。

それは、当時言わなかったんですよ。それは、おやじからアドバイスはなかったんですよ。

お父さんからは、何もそういうのはなかったということですね。

はい、なかったんですよ。

東京に住むということができた場合には、お父さんのもとは離れたところで生活するというのを考えておられたということですね。

ええ、考える。けれども、やっぱり自分の子供たちのため、自分の就職のため、それを考えて、東京住むのこと。

東京のほうに住みたかったということですね。

はい。その当時、本当欲しかったけれども、できなかった。

実際、鹿児島に来られたわけですけども、特にお父さんの力が大きかったか

と思われかもしれませんが、鹿児島でニシムタに働くことができたように、東京に行かれた場合にも、同じように就職は可能だったかと思いませんか。

いいんですけれども、やっぱり鹿児島のほうは田舎ですから、給料とか、東京の友達に比べると、本当少ないですよ。しょうがないですよ、本当は。私の子供、長男のほうは、職業訓練が終わったら、すぐ東京へ飛んだですよ。やっぱり、東京のほうが就職しやすい…。

就職がやさしかったということですか。

はい、しやすいし、給料も高いし。

あなたの場合は、お父さんが鹿児島にいたからこそ、ニシムタという会社に就職できたということが言えるのではないのでしょうか。

はい、それもよかったですと思いますよ、ほかの帰国者に比べると。

鹿児島に住むということは、あなた自身の希望ではなかったということですが、実際に、お父さんのいる鹿児島に住むことは、あなた自身が実際に生活した上では、よかったですとは思いませんか。

そうですね。このことは、さっき申し上げたとおり、ほかの方と比べると、よかったですと思います。比べるとね。東京と比べると、本当悔しいですよ。東京の友達と比べると悔しいです。

東京に行かれた方に比べれば、悔しいというところはあるということですね。

ええ、そうです。

（被告代理人）

この裁判が始まった一番最初のときに、あなたはこの法廷で意見陳述をしましたよね。

はい、しました。

覚えてますか。

覚えてます。

あのときに、あなたは、日本政府があなたの戸籍を抹消して、あなたのことを死んだ人間と扱ったというようなことをおっしゃってるんですけど、覚えてますか。

はい、覚えてます。

甲 B 1 第 5 号証を示す

これは、あなたの記事ですよ。

はい。

この記事の中に、やっぱり、あなたの戸籍が日本政府の未帰還者に関する特別措置法によって抹消されるというふうに書いてあるんですけど、あなたはずっと、そういうふうに思っていましたか。

はい、ずっと思っています。

実際に、あなたの戸籍を見てみると、未帰還者特別措置法で戸籍が消されたわけではないんですけども、どうしてあなたはこういうふうに、日本政府に戸籍を消されたというふうに思っていたのでしょうか。

このことは、私はホームページで見たんですよ。

何のホームページですか。

ホームページは、私は、忘れたんですけどね。

どんなふうに書いてありましたか。

やっぱり、私たち 1 万人以上の残留孤児が、政府から戸籍抹消した〔された〕、34年ですか。あと、私は自分の戸籍を見たら、違う、合っていないね。私は33年のとき、戸籍抹消したら、これはちょっと違う。どんな〔理由で〕抹消した〔か〕、分かりませんですね。

あなたは、ホームページを見たときに、そういうふうには 1 万人の人が戸籍を抹消されたというのを見て、あなた自身もきっと、それで抹消されたのだろうというふうに思っちゃったわけですね。

はい、思いました。

それで、そういうお話をされてたけど、実際に戸籍を見てみたら違ったということですね。

はい。違ったけれども、私は今も理解できないですよ。

さっき、分からないとおっしゃってましたよね。

はい。今も理解できない、何で戸籍抹消したね。

甲 B 1 第10号証を示す

これは、さっき弁護士の先生に見せてもらったやつですね。

はい。

公開調査のところについて何か書類を受け取ったようなことは覚えてるけど、あんまり詳しくは覚えてませんと言ってましたよね。

はい。

日本で、余り情報の多くない孤児の方について、テレビとか新聞とか、そういうものを使って、日本国民全体に、孤児のこういう人がいるけど知りませんかというニュースを流して、情報を集めてるということをしてたんですけど、そういうことは聞いてましたか。

そういうことは、中国で聞いたことなかった。日本に帰ってから分かったんですね。

(裁判長)

そういうことをやってると分かったんですね。

はい、友達も教えてくれた。あなたの写真も、朝日新聞も載せたよって、公開したよって、そう教えてくださった。

その調査のことだと思うんですけど、当時はそのことは知らなかったということですね

はい、そうです。

最後に、何か言いたいことがあれば言ってください。

今回の裁判は、私たちは終戦当時、子供ですから、自力で、自分の力で何にもできない。それと、頭の中に何にも考えできない。その状態で、私たち残留孤児になったね。もちろん、国の政策〔だったこと〕、間違いありませんね。こんなこと、私は新聞を何回見たけれども、それで、今現実、残留孤児支援法はないですよ。ただ一つ、中国残留邦人帰国促進と帰国後の支援に関する法律、これだけ、中国帰国者に対しての法律。残留孤児の支援法は一つもない。何でも、私欲しい〔私の要望〕は、残留孤児支援法を作ってほしいんです。北朝鮮の帰国者

は、帰ってきたら、たった50日で支援法作ったから、我々50年、60年、もう作られないね。我々孤児ですからね。自分の力で、その当時何にもできなかったから、残留孤児の支援法を作ってほしい、これを〔が〕一つ。もう一つは、日本政府の代表として、責任者は、我々孤児のことよく考えてほしいんです。なぜなら、第一次世界大戦中、シベリアの中に、冬の中に、ポーランドの孤児3000人ぐらい、シベリアの残留孤児になったんです。そのときは、我々の状況、中国残留孤児の状況とほとんど同じですよ。時期は寒いし、それと食料もないし、みんな病気し、どんどんどんどん死んだんですよ。そのときは、私たち日本人、日本赤十字会が、この情報をもって支援したんですよ。それで、政府の許可をもって、わざわざ日本に〔から〕迎えに行ったんですよ。その3000人の中に、もう残り何百人だけでも、日本に〔から〕迎え〔に〕いって、それと衣料をあげて、食事をあげて、ちゃんと元気になってポーランドに帰したんです。このこと、歴史のことだけど、第一次世界大戦のことです。だけど、第二次大戦のことは、我々、自分の国の子供、中国大陸に1万人以上の子供、我々の状況とポーランドの孤児の状況同じですよ。だけど、政府の扱い方は全然違いました。戦争は、勝つと負けはあるんです。第一次大戦は、日本は勝ったと思います。第二次世界大戦は負けたけれども、人間はやっぱり、志は変わらないでほしいんです。負けたら志が変わった、人間の対応、政策も変わった。このことは、私はどうしても理解できない。勉強不足だけれども、どうしても考えでき【らん】ないですよ。同じ国際の、ほかの国の子供を救われて〔救って〕、これは我々日本人の誇りですよ。我々日本人、本当にいいことしたんですよ。世界も褒めるですよ。だけど、残留孤児のこと、だれが褒めるんですか。こんなこと、政府の代表、責任者はぜひ考えてほしい。正しいの、優しいの、日本の伝統の、尊くと〔尊い〕志、回復してほしい。私はそういうことで、今日の話は終わります。

以上]

註

- （1）原告団長である鬼塚さんの法廷での陳述書については、拙稿「ある『中国残留孤児』の半生の記録」鹿児島大学法学論集41巻1号93頁以下に掲載した。
- （2）有留宏泰弁護士は、訴訟の弁護団の一人として活躍されたが、2006年6月5日、病に倒れ、亡くなられた。
- （3）埼玉県所沢市に設置された中国帰国者定着促進センターのこと。
- （4）鹿児島市に本社のある大型の雑貨販売店。